

令和元年度包括外部監査の結果に関する報告書

(補助金に係る事務の執行について)

指摘事項	措置状況
<p>第5 監査結果と意見（各論）</p>	
<p>【国際便地上支援業務等事業費補助金】</p>	
<p>(1) 補助対象者の確認手続について</p>	
<p>交付要綱第2条第1項において、「補助対象者は、国際便地上支援業務を受託する事業者が直接委託する事業者とする」と定められている。具体的には、国際便地上支援業務を受託する事業者は国内航空会社2社であり、直接委託する事業者は民間企業2社である。実際には両者の委託関係は長期に渡って継続しているが、所管部局は補助金交付申請時において、両者の委託関係を確認できる書類の提出を特段求めていなかった。</p> <p>交付要綱で定められた事業者が補助対象者となっていることを確認するためにも、両者の業務委託契約書等の書類を申請時に提出するよう求める必要がある。</p>	<p>地域振興部空港政策課 令和2年度の交付申請時の添付資料として委託契約書の提出を受けた。</p>
<p>【ハイジャック等防止対策事業補助金】</p>	
<p>(1) 財産処分制限の設定について</p>	
<p>旭川市補助金交付基準第5交付規程の制定指針において、財産の処分の制限が規定されている。当補助金の補助対象経費として「航空保安検査等機器購入に係る費用」が含まれており、機器購入すなわち財産の取得に対して補助金を交付することが想定されている。もし補助金交付先が該当財産を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合には、承認を受けなければならないことになるが、当補助金の交付要綱において財産の処分の制限に関する規定がない。これは交付基準に反する。規定の設定が必要である。</p>	<p>地域振興部空港政策課 当該補助金交付業務は、令和2年10月から空港運営者に移管される。財産処分の制限の規定の設定については空港運営者に申し送りをした。</p>
<p>(2) 交付した補助金の流れについて</p>	
<p>旭川空港には3社の国内航空会社が就航している。これらの航空会社が実施するハイジャック等防止対策事業に関する一連の補助金関連業務の一切の権限は、うち一社（A社）が他の二社（B社及びC社）から委任を受けている。そのため補助金交付はA社に対して一括して行われていたが、A社に交付された補助金がB社及びC社に交付されたことを所管部局としては確認をしていなかった。</p> <p>補助金関連業務の一切の権限の委任を受けているのはA社であっても、最終的な補助金交付先はあくまでも各国内航空会社であるため、補助金が各国内航空会社まで確実に渡っていることを確認することは、所管部局として必要な手続である。</p>	<p>地域振興部空港政策課 令和2年度にA社に対して一括して交付した補助金について、B社及びC社に適正に交付されていることを確認した。</p>

指摘事項	措置状況
(3) 実績報告の遅延	
<p>交付要綱第10条第1項において、補助事業が完了したときは速やかに補助金実績報告書を提出しなければならない旨が規定されているが、実績報告が遅延した航空会社があった。</p> <p>事業期間：平成30年7月21日～平成30年8月4日、 実績報告書提出日：平成31年2月19日</p> <p>事業完了後、半年以上経過したタイミングで実績報告書が提出されており、あまりに遅いと言わざるを得ず、交付要綱に反する。要因は航空会社の担当者の異動により手続を失念していたためとのことである。所管部局は適時に催促を行っていた。</p> <p>今後、交付要綱において実績報告書の提出期限を明確にすることを検討すべきである。</p>	<p>地域振興部空港政策課 当該補助金交付業務は、令和2年10月から空港運営者に移管される。実績報告の期限の明確化については空港運営者に申し送りをした。</p>
【地域活動支援センター補助金】	
(1) 補助事業者の財務諸表と補助精算額算出調書との整合性の検証について	
<p>当補助金の補助事業者である社会福祉法人あかしあ労働福祉センター（以下「(福)あかしあ」という。）は、社会福祉法人会計に基づいて、「拠点区分資金収支計算書」を作成している。これによると平成30年度の職員給料支出12,208千円であった。</p> <p>一方で、所管部局では補助事業者からの報告に基づいて補助精算額算出調書を作成している。この調書によれば、地域活動支援センターの常勤職員給料は5,889千円であった。また、当補助金とは別に(福)あかしあは、旭川市障害者相談支援事業補助金の補助事業者であるが、その補助精算額算出調書によれば、常勤職員給料5,687千円であった。これらは同一の拠点区分に属し、2つの職員給料の合計は11,576千円で、(福)あかしあの「拠点区分資金収支計算書」と632千円の差異がある。</p> <p>所管部局によればこの差異は、旭川市障害者相談支援事業の補助金精算額算出調書への記載が一部漏れてしまったため生じたものである。</p> <p>要綱第14条によれば、補助事業者から提出された報告書について所管部局は審査を行うこととされているが、上記差異については補助金確定時の資料に言及がなかった。</p> <p>今後は審査に当たって、補助事業者の財務諸表と補助精算額算出調書との整合性の検証を十分に行う必要がある。</p>	<p>福祉保険部障害福祉課 令和元年度より、事業所全体の経費が把握できるものを提出してもらうこととし、整合性の検証を行っていくこととした。</p>
【旭川市障害者相談支援事業補助金】	
(1) 補助事業者の財務諸表と補助精算額算出調書との整合性の検証について	
<p>【地域活動支援センター補助金】と同じ</p>	<p>【地域活動支援センター補助金】と同じ</p>

指摘事項	措置状況
【旭川市軽費老人ホーム運営費補助金】	
(2) 提出書類間の整合性の確認について	
<p>補助金交付先の1つである施設Cについて、交付申請時に提出された費用予算総額よりも、概算払請求時に提出された「資金計画書」における費用予算総額の方が過大であった。所管部局によれば、口頭のみで両者の相違を確認していたとのことである。しかし現状では、資金計画書は例外的な措置である概算払の必要性を検討するための唯一の資料である。過大な費用の計上はその判断を誤らせる可能性がある。その差異要因については書面に記載し、修正した資金計画書で概算払の判断を行うべきである。</p>	<p>福祉保険部長寿社会課 交付申請時の提出書類と概算払請求時の資金計画書における費用予算総額の相違について、口頭により補助金額の算定に影響のない補助対象外経費である旨の確認を行っていたが、令和2年度から必ず書面で確認するよう改めた。</p>
【母子生活支援施設整備費特別補助金】	
(1) 財産処分制限について	
<p>旭川市補助金交付基準第5-19では、財産の処分の制限が規定されている。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で一定のものについて、補助金の交付目的に反し、譲渡等をしようとする場合は、承認を受けなければならないという規定である。</p> <p>当補助金は「事業の安定的な運営のため、金融機関からの借入金の償還に対する補助金」とされており、直接的には財産の取得のための補助金と考えられていないため、交付要綱に財産の処分の制限が規定されていない。</p> <p>しかし当補助金は、金融機関からの借入金の償還に対する補助金であるとはいえ、借入資金は施設整備のために充てられたのであるから、実質的には、施設の取得のために交付したものであると言える。</p> <p>当該施設について、仮に何ら制限なく譲渡等が行われてしまうと、補助金交付目的は実現されず、交付目的に反することになる。交付要綱において財産の処分の制限を規定するべきである。</p>	<p>子育て支援部子育て支援課 交付要綱を改正し、財産の処分の制限について規定した。</p>

指摘事項	措置状況
【育児院施設整備補助金】	
(1) 財産処分制限について	
<p>旭川市補助金交付基準第5-19では、財産の処分の制限が規定されている。補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で一定のものについて、補助金の交付目的に反し、譲渡等をしようとする場合は、承認を受けなければならないという規定である。</p> <p>当補助金は「事業の安定的な運営のため、金融機関からの借入金の償還に対する補助金」とされており、直接的には財産の取得のための補助金と考えられていないため、交付要綱に財産の処分の制限が規定されていない。</p> <p>しかし当補助金は、金融機関からの借入金の償還に対する補助金であるとはいえ、借入資金は施設整備のために充てられたのであるから、実質的には、施設の取得のために交付したものであると言える。</p> <p>当該施設について、仮に何ら制限なく譲渡等が行われてしまうと、補助金交付目的は実現されず、交付目的に反することになる。交付要綱において財産の処分の制限を規定すべきである。</p>	<p>子育て支援部子育て支援課 交付要綱を改正し、財産の処分の制限について規定した。</p>
【私立認可外保育施設運営補助金】	
(1) 概算払の必要性の検討について	
<p>旭川市補助金交付基準第5-13では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。</p> <p>当補助要綱第22条の2では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認められた場合には補助金の概算払を行うとしている。</p> <p>一連の資料を確認したところ、平成30年度補助金概算払申請書に記載された申請理由について、それを説明するための資金収支計画等の添付書類がなかったことから、概算払でなくてはならない必要性を読み取ることが出来なかった。</p> <p>補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するに足る添付書類の提出を求めることが必要である。</p>	<p>子育て支援部こども育成課 概算払の申請の際には月別の収支計画書を提出させ、申請理由とともに各月の収支状況を確認することで必要性を審査し、概算払の適否を判断することとした。</p>

指摘事項	措置状況
【旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金】	
(4) 実績報告の審査及び調査について	
<p>実績報告の審査及び調査の内容について所管部局にヒアリングしたところ、提出書類の検算等を行うのみとのことであった。これでは十分な審査及び調査を実施しているとは言えない。</p> <p>同センターは旭川市だけではなく北海道からも同様に補助金交付を受けている。北海道からは、病院全体の収支から同センターの収支のみを切り出すための算出方法を示されている。その方法に基づいて同センターの収支を算出していることから、所管部局としては提出された書類の詳細な検討を特段行っていないとのことであった。</p> <p>実績報告時の提出された収支決算書によると予算額と決算額の乖離が大きい科目があった。</p> <p>予算実績差異が大きい科目については所管部局としてヒアリング等を実施し、差異要因の把握に努めるべきであるが、特段手続を行っていない。</p> <p>旭川市として独自に補助金を交付している以上、北海道が示した算出方法を根拠として同センターの収支を把握しているのよいということにはならないであろう。所管部局はその算出方法を把握、理解し、必要に応じてサンプリング調査等も行うべきではないか。今後は補助金交付主体として積極的な実態把握や分析を行うべきである。</p>	<p>保健所保健総務課 実績報告を受けた後、予算・決算額の確認を含めた実地調査を行うこととした。なお、令和元年度の実績報告分については、令和2年7月31日に調査を実施した。</p>
【旭川市医師会看護専門学校運営費補助金】	
(1) 補助対象経費の算定根拠の把握について	
<p>当補助金の交付申請時には「対象経費の支出予定額内訳書」、実績報告時には「対象経費の支出内訳書」の提出が必要とされている。これらは補助対象経費を算出するための書類である。</p> <p>「対象経費の支出予定額内訳書」と「対象経費の支出内訳書」の作成方法について所管部局に確認をしたところ、一部分について十分な理解がされておらず、今回学校に確認して初めて理解したという例がみられた。これでは所管部局として、補助金交付先に対するチェック機能が十分に働いていないということになるであろう。</p> <p>これらの書類は補助金交付額を算定するに当たって基本となる重要な書類である。作成方法が理解されていないということは、内訳書の中に補助対象外経費が含まれていたとしても見逃すことにもつながりかねない。</p> <p>所管部局として学校から提出された書類の内容を精査及び理解し、厳格な審査を行うことが求められる。</p>	<p>保健所保健総務課 令和元年度の実績報告分からチェックリストを活用し、審査のポイントを明確にするとともに、実地調査時に対象経費の支出内訳等について十分な確認を行うこととした。</p>

指摘事項	措置状況
(2) 専任教員、専任事務職員であることの確認について	
<p>当補助金の補助対象経費のうち教員経費と事務職員経費については、その支出対象が専任教員と専任事務職員であることが要件とされているが、所管部局は支出対象が専任であるか否かのチェックを行っていない。</p> <p>専任であるか否かで補助対象経費になるか否かが決まることから、所管部局として確実にチェックすることが求められる。</p>	<p>保健所保健総務課 令和元年度の実績報告分から、専任教員及び専任事務職員の経費であることを明確にするため、該当者の給与費明細内訳書を提出させるとともに、実地調査にて対象経費として記載されている項目が補助対象経費に該当するか否かの十分な確認を行うこととした。</p>
【新製品等開発・研究促進補助金】	
(1) 出張費と補助事業の関連性及び支出証拠書類の入手について	
<p>平成30年度に補助事業者を選定された1社については、補助対象経費2,200千円の1/2である約1,100千円が交付決定額であった。補助対象経費2,200千円の内容を確認すると、旅費が約770千円で、補助対象経費の約35%を占めていた。うち約440千円が1回の海外出張費であった。残りの330千円の国内出張費の多くは、横浜駐在の社員が旭川市内の本社で社内打合せをするための移動費であった。</p> <p>交付要綱第12条によれば、補助金の確定に当たっては、補助事業の成果が交付決定の内容に適合するか審査することになっている。しかし、海外出張費と国内出張費ともに、多額の出張費と補助事業との関連性について口頭での確認であった。</p> <p>また出張時に他業務や私用があったならば、出張費を補助対象経費と対象外経費に按分する必要があるが、その確認が十分に行われていなかった。</p> <p>さらに補助対象経費の支出証拠書類を確認したところ、いくつかの書類が不足していた。例えばホテルの宿泊費について、カード明細のみで領収書が添付されていなかった。領収書がないため、本人の宿泊の有無や宿泊人数、飲食代や他のサービスなどが含まれていないかについて確認できなかった。</p> <p>補助金の確定に当たっては、出張費と補助事業との関連性の十分な検証、支出証拠書類の入手を徹底することが必要である。</p>	<p>経済部産業振興課 当該補助金の旅費に関しては、補助金の交付目的への影響度に対して事務処理が煩雑になる等の意見を受け、令和2年度より補助対象外経費としたが、その他の旅費が対象経費となっている補助金に関しては、出張命令書や出張報告書の提出を義務付け、支払の事実を明確にするなど、マニュアルを策定し対応することとした。</p>

指摘事項	措置状況
【旭川市工業等振興促進条例に基づく補助金】	
(1) 成果指標の記載について	
<p>市民への補助金周知、補助金効果の公表等のために重要な役割を果たしているのが、「補助金等評価表」である。そのため評価表は実態に即して記載されるべきであるが、「1補助金の概要：成果指標と過去5年間の実績」に記載誤りがあった。</p> <p>具体的には、成果指標として「製造業事業所数」及び「製造業従事者数」が記載されているが、平成26年度から平成30年度まで数値が同一になっていた。評価表の作成に当たって、記載内容の確認を徹底すべきである。</p> <p>なお所管部局から入手した修正後の数値（経済産業省が実施する「工業統計調査」に基づいたもの。工業統計調査が実施されていない平成27年度の数値は平成28年6月に実施した「平成28年経済センサス-活動調査（産業別集計製造業の結果）」の数値であり、また平成30年度については、工業統計調査が未公表。）によると、平成27年度と平成30年度を除くと3年のみの推移ではあるが、製造業従事者の数値は増加傾向にあり、補助金に一定の効果がみられる。</p>	<p>経済部企業立地課 補助金等評価表で記載する各種成果指標の数値については、経済産業省が実施する「工業統計調査」に基づいた数値を記載しており、記載内容の確認を徹底し、正しい数値を記載する。なお、令和2年度に作成した評価表においては、正しい数値を記載した。</p>
【コンベンション誘致推進事業補助金】	
(2) 概算払の検討について	
<p>交付要綱第18条において、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる」と規定されており、その必要性は厳密に検討されなければならない。</p> <p>当補助金では概算払が行われており、概算払申請書と併せて資金収支計画書が提出されている。資金収支計画書によると、平成30年8月に派遣費支出3,000千円が計画されているが、実際の派遣費支出は10月及び3月に行われている。この支出日は平成29年4月1日に株式会社JTB北海道との間で交わされた「出向協定書に関する覚書」に明示されており、平成30年度の資金収支計画書を作成する段階ではその支出日は把握できていたはずである。</p> <p>つまり協会が作成した資金収支計画書には誤りがあり、それに基づき所管部局は概算払の必要性を検討していたことになる。当補助金は8月に12,450千円、12月に5,000千円の概算払が行われているが、その時期及び金額が妥当であったのか、疑問を抱かざるを得ない。</p> <p>所管部局における概算払の必要性検討には不備がある。概算払は例外であることを今一度認識し、その必要性を厳密に検討することが必要である。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 交付先である（一社）旭川観光コンベンション協会から提出される資金計画書については、正確に作成させ、その内容に基づき概算払の審査を行うこととした。</p>

指摘事項	措置状況
【(一社)旭川観光コンベンション協会管理費補助金】	
(3) 事業予算書と事業決算書の金額不整合について	
<p>申請時に提出された事業予算書と実績報告時に提出された事業決算書における予算額との間で金額不一致があった。予算実績比較を適切に行うためにも両者は一致していなければならない。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 事業予算書及び事業決算書について、正確に作成するように指示を行った。</p>
【氷彫刻世界大会開催補助金】	
(1) 補助対象経費について	
<p>2019年氷彫刻世界大会決算書には支出の部に公認料として1,700,000円が計上されており、補助金交付金額の算定に当たってその全額が補助対象経費に含まれている。公認料の支払先は委員会の構成メンバーでもあるNPO法人日本氷彫刻会であり、大会開催に当たって様々な業務を担っている法人である。この公認料の内容は、当法人が大会参加選手招集や運営を補助しているためそれに必要な経費であり、具体的には印刷費等の大会開催にあたっての補助業務に必要な経費である。しかしその金額根拠は特に存在しない。</p> <p>公認料を実行委員会の自己財源から支出することについて指摘や意見はないが、金額根拠が明確ではない経費を補助対象経費とすることは、その財源が公金である以上適切ではない。本来ならば経費の積み上げを行った上で金額根拠を算定し、その金額に基づいて補助対象経費を算出すべきである。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 令和2年4月1日付けで要綱を改正し、補助対象外経費として公認料を追加した。</p>
(3) 補助対象経費の積算間違い	
<p>交付要綱第2条によれば、補助対象経費は飲食費及び懇親会費を除くものとされている。実績報告時の書類を確認した結果、以下の支出が補助対象経費に含まれていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費・宿泊費(選手役員旅費)のうち、食事代(表彰式・懇親等)として587,000円、食事代(海外選手夕食代金)として60,626円 <p>飲食費及び懇親会費を補助対象経費に含めており交付要綱に反する。結果として補助金交付金額に影響はないものの、実績報告時の審査を徹底する必要がある。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 令和元年度精算分より、飲食費及び懇親会費については補助対象外経費として整理を行った。</p>

指摘事項	措置状況
【各種体育大会運営費補助金】	
(2) 概算払について	
<p>当補助金では概算払が行われているケースがある。交付要綱第18条には、概算払は特に必要があると認めるときに可能であると規定されており、例外の取扱いである。</p> <p>申請者から提出された概算払申請書には概算払を必要とする理由は記載されているが、その理由の根拠となる書類は特段提出されていない。所管部局に対し、理由の妥当性や必要性をどのように判断しているのか確認したところ、申請者の財務状況は把握できないため、概算払申請があった段階で大会運営に係る申請者の金銭的負担は大きいものと認識し、収支予算書の内容及び事業内容・目的と概算払が必要な理由を確認した上で、一律に補助金を交付しているとのことであった。</p> <p>概算払の必要性判断には厳密性が求められるところ、このような対応では不十分であろう。申請があったものについて一律に概算払を行うことは交付要綱の規定に合致しない。</p> <p>概算払に当たっては、申請者から支払計画等の提出を受け、その内容確認を行うなど、所管部局として必要性を厳密に判断しなければならない。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課</p> <p>申請者から概算払の申請を受けた場合には、支払計画等の提出を求め財務状況の把握を行ったうえで、妥当な理由があると認めることができれば概算払を承認することとした。</p>
【農業所得調査等団体補助金】	
(1) 事業実施期間の明確化について	
<p>旭川市補助金交付基準には交付の申請に当たって申請者から提出を受ける申請書には以下に掲げる事項を記載することが規定されている。</p> <p>ア 申請者の住所及び氏名（法人又は団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>イ 補助事業の名称、目的及び内容</p> <p>ウ 補助事業の着手及び完了予定年月日</p> <p>エ 補助事業に要する経費の配分及び収入金の内訳</p> <p>オ その他市長が必要と認める事項（あらかじめ具体的に定めるものとする。）</p> <p>※補助事業の目的及び内容により必要がないと認めるときは、記載すべき事項の一部又は関係書類の添付を省略することができる。</p> <p>当補助金の交付申請書には上記ウ「補助事業の着手及び完了予定年月日」の記載がないため、記載を徹底すべきである。この記載がないと補助対象経費が明確にならず、補助対象期間外に発生した経費も補助対象経費に含まれる可能性がある。</p> <p>交付申請書の様式を改定し、補助事業の着手及び完了予定年月日を明示すべきである。</p> <p>なお、包括外部監査期間中に様式の改定が行われた。</p>	<p>農政部農政課</p> <p>補助対象経費の算定のために、補助対象期間を明確にする必要があることから、交付申請書の様式に補助事業の着手及び完了予定年月日欄を追加し、これに伴う交付要綱の改定を行った。</p>

指摘事項	措置状況
(2) 補助対象経費について	
<p>① 所管部局によると、当補助金の補助対象期間は交付決定日から年度末（3月末）までとのことであるが、補助対象期間外、すなわち前年度の補助対象経費を当年度の補助対象経費としているケースが散見された。</p> <p>実務上は補助金交付先毎に会計年度が異なることから、交付先の会計年度内の支出については補助対象期間内の経費として判断しているとのことである。しかし原則的な考え方に基づき、交付決定日から年度末（3月末）までに発生した経費を当年度の補助対象とすべきである。この点からも上記（1）で述べたとおり、補助対象期間を明確にすべきである。</p> <p>なお、包括外部監査期間中に所管部局において交付要綱の改定が行われ、事業の円滑な実施を図るために補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、交付決定前着手届を提出することにより、交付決定前に発生した支出も補助対象経費とすることができるものと規定された。</p>	<p>農政部農政課 補助金交付決定前の事業着手を認める必要がある場合に対応するため、必要な規定及び様式を追加する交付要綱の改定を行った。</p>
<p>② 江丹別税対策協議会 職務手当として職員外勤時の自家用車借上料が補助対象経費とされており、車代と運転代で構成されている。車代として月の初回は2,500円、2回目以降は1,250円が支給されている。また運転代として該当職員が外勤に当たって運転に不安があることから、やむを得ず本人の代わりに運転を行う当人の親族に対して支払う謝金を一回当たり5,000円で支給している。</p> <p>車代に関しては月の初回と2回目以降で金額が変動する根拠が見当たらない。補助対象経費の算定に当たっては金額を統一すべきである。</p> <p>運転代に関しては、協議会の判断に基づき自らの財源で支給することは構わないが、それを補助対象経費とすることは妥当ではない。補助対象経費は、事業を行うに当たって不可避の経費に限るべきであり、謝金は職員当人の個人的事情に基づくものであり、事業を行うに当たって不可避の支出とは言えない。</p> <p>なお、包括外部監査期間中に当協議会に対し、必要な説明が行われた。</p>	<p>農政部農政課 補助対象経費の支出根拠や内容（特に人件費と旅費）について、あらかじめ明確にするよう、関係団体に対し必要な説明を行った。</p>
<p>③ 神楽農業所得事務協議会 収支計算書によれば雑費の中に積立金として100,000円が含まれており、内容を確認したところパソコン又はプリンターの購入代金に充てるための費用として計上したものとのことである。実際には物品を購入しておらず、積立金を補助対象経費とすることは妥当ではない。実際に物品購入があったときに補助対象経費とすべきである。</p> <p>なお、包括外部監査期間中に当協議会に対し、必要な説明が行われた。</p>	<p>農政部農政課 補助対象経費の考え方について、関係団体に対し必要な説明を行った。</p>

指摘事項	措置状況
(3) 概算払の必要性について	
<p>旭川市補助金交付基準によれば、補助金の概算払は補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときに行うことができるものとされており、行うに当たってはその必要性を厳密に判断しなければならない。</p> <p>当補助金において交付先5団体全てに対して概算払が行われているが、概算払申請書によると必要性の理由は全て「農業所得に関する諸業務を円滑に推進するため。」とされている。本来、それぞれの交付先で概算払を必要とする理由は異なるであろう。資金繰りの状況や、発生する経費の内容は異なるからである。また申請書には、資金計画表などの概算払の必要性を判断するための根拠となる書類は添付されていない。これでは所管部局として概算払の必要性を厳密に判断したとは言えないであろう。</p> <p>交付先には概算払の必要性を検討するための書類の提出を求め、所管部局は厳密な検討を行うことが求められる。</p> <p>なお、包括外部監査期間中に交付要綱の改定が行われ、概算払申請書に資金計画書を添付して提出することが規定された。</p>	<p>農政部農政課 概算払の必要性を検討するため、資金計画書の提出を求めることとし、これに伴う規定及び必要な様式を追加する交付要綱の改定を行った。</p>
【農業経営改善資金利子補給金】	
(1) 特例移動報告書の提出について	
<p>農業金融促進事業事務実施要綱第7条には以下のように規定されている。</p> <p>「利子補給の承認を受けた農業経営改善資金について次の事由が発生したときは、融資機関は特例残高移動報告書により速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 貸付対象者の変更及び追加並びに住所の変更等、第4条別表1に定める貸付対象者の要件に係る事項の変更</p> <p>(2) 繰上償還及び繰上償還による約定償還計画の変更</p> <p>(3) その他貸付内容に変更を生じたとき」</p> <p>あさひかわ農業協同組合が、平成31年1月4日に提出した平成30年度第3四半期分特例残高移動報告書には、平成30年1月18日及び同年2月1日の繰上償還に関する移動報告が記載されていた。これは前年度に発生した移動事由である。実施要綱では速やかな報告を求めているため要綱違反である。実際には所管部局において書類間の突合せを行って報告漏れが発見されたとのことであり、所管部局のチェック機能は一定程度機能している。しかし繰上償還が行われて約1年後の発見である。</p> <p>融資機関に改めて報告期限を周知徹底するとともに、同様の事例が発生した場合により早期に発見できるよう、所管部局でのチェック体制等を再検討すべきである。</p>	<p>農政部農政課 繰上償還があった場合は、農協から随時報告をもらうこととなっているが、農協からの報告漏れが発生することがあり、農協から交付申請があった際に、本市の金融システム帳票と農協の金融システム帳票を突合して発覚したものである。繰上償還は、農協からの報告がなければ、本市では把握できないものであるが、交付申請時の突合で元金を相互確認し、誤りについて発見できることから、利子補給から漏れることはないと考えられる。</p> <p>今後、遅延なく移動報告を行うよう、文書にて各農協に指示した。</p>

指摘事項	措置状況
【省力水稻ハウス導入支援事業補助金】	
(1) 実績報告時における添付資料漏れについて	
<p>実施要綱第18条によると、補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに当該補助事業に関し、実績報告書に支出を証する書類、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならないとされている。</p> <p>実績報告における一連の書類を確認したところ、東旭川農業協同組合の実績報告書には支出を証する書類が添付されていなかった。所管部局は、間接補助事業者全員が精算は済んでいると組合から報告を受けるのみで、支出を証する書類の提出を求めるといった追加の手続を行っていないケースがあった。</p> <p>支出を証する書類は実施要綱で規定された必要書類であることから、報告を受けるのみならず、実際の書類の提出を求め、確認する手続を実施すべきである。</p>	<p>農政部農業振興課 間接補助事業者によるハウス資材等の購入代金の支払を証する書類として、領収書等の提出を受け、支払が適切に行われていることを確認した。</p>
【生産基盤改善促進事業助成金】	
(1) 事業着工届の提出タイミングについて	
<p>実施要綱第16条によると、実施主体者は、事業に着手したときは、速やかに事業着工届により市長に届出するものとするとしている。事業着工届を確認したところ、事業着工日前に提出されているケースが散見された。実施要綱に従えば、事業に着手したとき、すなわち事業着手後に提出することが必要である。事業着工日前に提出することが実務上望ましいのであれば、要綱を改正すべきである。</p>	<p>農政部農林整備課 指摘の内容及び事務手続の簡素化を検討し、要綱を改定し、運用も見直した。これにより、事業着手届の提出については削除した。また、要綱の改定及び運用の見直しについての説明会を令和2年1月23日に行っており、各事業主体に説明した。</p>
(2) 検査調書における記載間違いについて	
<p>以下の農協において、検査調書における整備完了日と事業完了届における事業完了日に相違があった。記載内容について書類間の整合性チェックを徹底すべきである。</p> <p>東旭川農業協同組合 検査調書整備完了日：平成30年11月9日 事業完了届事業完了日：平成30年11月5日</p>	<p>農政部農林整備課 今後は、書類間の整合性のチェックを徹底し、書類上のそごがないように実務を行う。</p>

指摘事項	措置状況
(3) 実績報告書の提出遅延について	
<p>実施要綱第18条によると、実施主体者は、当該年度の事業計画書に基づく事業が全て完了したときは、速やかに支出を証する書類の写し等関係書類を添えて、実績報告書を市長に提出するものとするとしている。実績報告書を確認したところ、東旭川農業協同組合における事業は平成30年12月27日に完了していたが、実績報告書は平成31年3月5日に提出されており事業完了後2か月以上経過して提出されていた。事業完了後の速やかな提出が求められているところ提出が遅いと言わざるを得ない。</p> <p>所管部局としては事業完了後、概ね1か月以内の提出を求めているとのことであり、改めて期限を徹底するべきである。</p>	<p>農政部農林整備課 事業完了後の事務手続が遅滞せず、速やかな提出をするよう、各事業主体への指導を徹底する。また、要綱の改定及び運用の見直しについての説明会を令和2年1月23日に行っており、その場において、各事業主体に説明した。</p>
(5) 補助金交付の公平性について	
<p>東神楽農業協同組合が実施主体である2つの整備工事について、両工事に対する補助割合に差があった。先行して要望があった整備工事については限度額の助成を行い、その後要望があった整備工事については、費用負担者の了解を得た上で予算の残額を助成しており、結果として補助割合に差が生じたものである。すなわち申請順によって受けられる補助割合が異なる結果となっており、申請者を公平に取り扱うという公平性の観点からは適切な対応とは言えない。同一農協区域内において、同一年度の同一工種の申請であるならば申請者間で補助割合は同一とし、公平に補助する必要がある。</p> <p>現状では申請者から農協への申請期限を設けていないが、期限を設け、期限内に申請があった申請者については申請順に関係なく、予算の範囲内において同一の補助割合で公平に補助を決定するという対応が必要である。</p>	<p>農政部農林整備課 同一年度、同一事業主体内、同一工種においての補助割合に差が出ないように、事業主体に周知・徹底し、不公平感のない運用を心がける。また、要綱の改定及び運用の見直しについての説明会を令和2年1月23日に行っており、その場において本指摘事項についても、各事業主体に説明した。</p>
【旭川市を緑にする会補助金】	
(1) 監事監査の実施日について	
<p>旭川市を緑にする会（以下「緑にする会」という。）では規約に基づき決算時に監事監査を実施している。平成30年度の監事監査報告を確認したところ、監査報告日は平成31年3月14日であった。一方、緑にする会が保有している通帳の写しを確認したところ、同年3月18日まで預金残高の動きが発生していた。本来監事監査は全ての決算事務が終了し、最終決算書等に対して行うものである。監査実施日について所管部局に確認したところ、3月14日の時点でそれ以降の入出金内容が確定していたため、それを織り込んだ上で監事監査を実施したとのことであった。</p> <p>すでに述べたように、監事監査は全ての決算事務が終了し、最終決算書等に対して実施すべきであり、監査実施日は適切ではない。</p>	<p>土木部公園みどり課 指摘を踏まえ、適切に実施する。なお、令和元年度決算については適切に実施された。</p>

指摘事項	措置状況
【各種大会選手派遣等補助金（中学校）】	
（１）補助金交付状況の確認について	
<p>補助金申請手続など、市との窓口になるのは連盟であり、補助金も一旦連盟に振り込まれた後、連盟が各中学校へ振り分けて振り込んでいる。市では連盟に補助金を支払ったあと、連盟から各中学校への振込状況までは確認していなかった。</p> <p>窓口は連盟であっても、補助金の最終交付先はあくまでも各中学校であるため、所管部局は各中学校への振込状況まで確認する必要がある。</p>	<p>学校教育部学務課 連盟から、各中学校への振込状況が確認できる書類の写しについて提出を受けており、学務課においても振込状況の確認を行った。</p>
【三浦綾子記念文学館分館整備事業補助金】	
（１）建設業者の選定経緯等の把握について	
<p>分館を建設するに当たり、財団では相見積りを行った上で、建設業者が選定されているが、所管部局では、相見積りの経過や結果について特段把握していなかった。</p> <p>当該補助金は、企業版ふるさと納税を活用したものであり、市としての金銭的な負担額は実質的にゼロである。しかしあくまでも市の補助金として交付する以上は、分館建設に関する一連の過程を把握するといった手続は行う必要がある。</p>	<p>社会教育部文化振興課 当該補助金については、建設業者選定の経過や結果が分かる資料を提出させ、所管部局としてこれらを把握した。</p> <p>また、今後、建物建設への補助申請があるときは、相見積書など建設業者選定の経過や結果が分かる資料の提出を求めることとした。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に関する報告書

(補助金に係る事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<p>第4 監査結果と意見（総論）</p>	
<p>2. 概算払の必要性の検討について</p>	
<p>概算払（旭川市補助金交付基準第5-14）について、各補助金の書類の確認、所管部局からのヒアリングを通じて、必要性の厳密な判断が不十分であるとの印象を受けた。実態は、例年概算払を行っているから従来と同様に扱っているということが多かった。所管部局としては、概算払を行うに当たっての判断の根拠及びその結果を文書化しておくことが望ましいであろう。 概算払はあくまでも例外であることを改めて認識し、厳密な判断のもとで行う必要がある。</p>	<p>総合政策部財政課 過去にも行っているが、改めて通知（令和2年8月17日付け旭財第58号「旭川市補助金交付基準の適正な運用について」）を行い、厳密な判断を行うよう徹底を図った。</p>
<p>4. 実績報告における関係書類等の簡略化等について</p>	
<p>実績報告時に補助事業者から提出された支出を証する書類が大量であるため、所管部局において審査に多くの負担が発生している事例があった。実績報告時の審査について、交付基準に従い、許容される範囲内で積極的に簡略化や、抽出確認及び実地調査を行っても良いと考える。ただし、簡略化等を行ったとしても一定の審査水準は維持しなければならないのは当然である。簡略化等と審査水準の維持の両立が必要である。</p>	<p>総合政策部財政課 交付基準に示しているとおおり、抽出などにより所管部局において実態に応じて対応願いたいと考えている。なお、抽出根拠の文書化等については、どのように指示をするのかも含めて今後必要に応じて検討していく。</p>
<p>7. 成果指標について</p>	
<p>補助金の交付に当たっては、補助金が交付目的に従い、当初期待したとおりに十分な効果を上げられているか評価することが不可欠であり、評価に当たっての尺度である成果指標を設定することが求められる。 一つの成果指標で評価することが難しいのであれば、複数の指標を採用して複合的に評価しても良いであろう。 成果指標がない補助金は設定し、あったとしてもその指標が補助金評価に当たって適切であるのか、所管部局は常に検討することが必要である。</p>	<p>総合政策部財政課 成果指標の設定について、補助金評価表作成時の記入方法において示した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
8. 補助金等評価表の様式について	
ア. 「1 補助金の概要」の区分について	
<p>(事業量指標と過去5年間の実績) 指標数を限定することなく自由に記載できる様式とすべきである。また、指標の目標値を記載し、現時点での達成状況を把握できるようにすべきである。さらに、必要に応じて補足説明を記載できる様式であればなお良いであろう。</p> <p>(成果指標と過去5年間の実績) 指標数を限定することなく自由に記載できる様式とすべきである。また、指標の目標値を記載し、現時点での補助金目的の達成状況を把握できるようにすべきである。さらに、必要に応じて補足説明を記載できる様式であればなお良いであろう。</p>	<p>総合政策部財政課 記載しやすさも考慮しての現行の指標記載欄であるため、各指標欄について様式修正は考えていないが、より市民にわかりやすい指標とするよう、補助金評価表作成時の記入方法において示すこととした。</p>
イ. 「2 収支状況等」の区分について	
<p>(市負担額のうち人件費) 人工について実際は測定等を行っておらず、おおよその目安を記載している。そのような人工に基づいて人件費金額が算定されているが、その人件費金額には明確な根拠がなく、現状では記載する意義が乏しい。今後、人工を測定するための方法を検討することが望ましい。</p> <p>(適格性) 適格性の判断基準のうち「団体の運営、会計処理等」の適合状況のみ記載されている。「共通事項」についても、判断基準として示されている以上、その適合状況も記載すべきであろう。</p>	<p>総合政策部財政課 (市負担額のうち人件費) 人工については、毎年春の定期査察時に作成する事務分担表を踏まえて各課で記入しているものと考えているが、補助金評価表作成時の記入方法において示すこととした。</p> <p>(適格性) 「共通事項」についても記載するようにした。</p>
ウ. 「3 個別項目に対する評価」の区分について	
<p>(補助金交付基準との適合性) 評価表は、市民に対する補助金周知や理解に資するために作成されているという側面もあり、この観点から考えれば、この項目を記載する必要はないと考える。あくまでも所管部局において評価及び検討すべきものである。</p> <p>(公益性・必要性・効果) この補助金を交付することによってどのように広く市民の利益につながるのか、この補助金はどうして必要なのか、なければどうなるのか、この補助金を交付することによって市民にどのような効果が及ぶのか等について、市は積極的に市民に説明しなければならないであろう。</p> <p>現在の様式では、これらが今一つ市民には伝わらない印象を受ける。最も望ましいのは、これらを所管部局が自由に記載する様式に変更することであろう。所管部局の積極的な説明により、補助金に対する市民の理解がより促進されと考えられるし、所管部局としても補助金評価の精度が上がるのが期待できる。</p>	<p>総合政策部財政課 (補助金交付基準との適合性) 補助金等評価表は 所管部局がその補助金に対する自己評価を行うためのものでもあるため、この項目は必要であり、記載させることとした。</p> <p>(公益性・必要性・効果) 自由記載ができる様式に変更し、それぞれの視点について具体的に記入するよう周知した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
第5 監査結果と意見（各論）	
【国際便地上支援業務等事業費補助金】	
（4）成果指標について	
<p>当補助金の成果指標として「国際線乗降客数」が挙げられているが、再検討することが望ましい。国際線乗降客数は【概要補足等】で記載したとおり減少傾向にある。これだけで判断すると当補助金は十分な成果を上げられていないことになるが、そのような状況においても補助金額は毎年度ほぼ一定である。</p> <p>当補助金の交付目的でもある、国際航空旅客便の受入体制の安定化の必要性は理解できるが、「国際線乗降客数」という指標で交付目的の達成を測ることはできないであろう。</p> <p>当補助金の交付目的に沿った適切な成果指標を設定すべきである。</p>	<p>地域振興部空港政策課 成果指標の妥当性について精査し、「国際線運航航空会社数」及び「国際線運航路線数」を新たな成果指標として設定した。</p>
【旭川市私立専修学校教育推進補助金】	
（2）成果指標について	
<p>当補助金の成果指標として「研修参加者数」と「教材教具整備量」が挙げられている。いずれの指標も直近5年間は減少傾向にあり、この指標で評価する限り当補助金の効果が高いとは判断できない。そのような状況において補助金交付額は直近5年間ほぼ一定である。</p> <p>当補助金の交付目的は交付要綱第1条にもあるように、私立専修学校が行う教育の推進に資することである。教育を推進することにより地元の有能な人材を輩出することにもつながるであろう。</p> <p>このような目的の補助金を評価するに当たって、現在の成果指標は再検討が望ましいと考える。例えば「卒業生の就職率」などを用いれば、当補助金の交付目的と整合し、成果をより適切に測れるのではないか。成果指標を再検討することが望ましい。</p>	<p>総務部総務課 補助金交付の成果をより適切に図るため、推進計画（令和2～5年度）の評価指標から「私立専修学校（補助対象校）の卒業生の就職率」に改正を行った。</p>
（3）補助対象経費について	
<p>旭川調理師専門学校において、「生徒の全国大会等出場支援」に係る経費10,536円が補助対象経費とされており、内容は引率教員2名分のガソリン代であった。全国大会は平成30年6月2日～3日に開催された。ガソリン代の領収書を確認したところ、同年5月24日と6月6日に支払われたものであった。大会開催日とガソリン代支払日の関係から考えると、直接、補助対象事業に要した経費であることが明確には判断できない。</p> <p>ガソリン代を補助対象経費に含めるに当たっては、キロメートル当たりの単価を設定し、当該単価に移動距離を乗じた金額を補助対象経費とするといった方法に改めることが望ましいであろう。</p>	<p>総務部総務課 令和2年度「旭川市私立専修学校教育推進補助金事務の手引」を改正し、「（車賃）自家用車の場合は、1キロメートル当たり37円で算出した額とする。」とした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川市交通安全運動推進委員会運営費補助金】	
(1) 交通安全啓発資材の管理について	
<p>同委員会では、交通安全啓発資材（以下「資材」という。）の貸出を事業として実施している。資材はその時の交通事故の発生状況に応じて、毎年、事故が多く発生しているタイムリーなテーマの資材を購入している。例えば、高齢歩行者向け、ドライバー向け、雪道での運転、飲酒運転根絶などである。</p> <p>資材の購入費用は、同委員会の収支決算書上、消耗印刷費として計上されている。</p> <p>各年度で支出金額に変動がある。</p> <p>年度末において資材の保管数量を把握しているか所管部局に確認したところ、特段把握はしていないとのことであった。</p> <p>当補助金は一定の補助対象外経費を除き、運営に要する支出金額のほぼ全額が補助対象経費とされている。資材の購入でいえば、仮に保管数量が豊富にあったとしても予算消化のために本来必要ではない資材を前もって購入し、その購入金額が補助対象経費に含まれる可能性がある。</p> <p>本当に必要な資材の購入が行われることを確保するために、年度末には保管している資材の棚卸しを実施して保管数量を把握し、余分な資材の購入が行われないよう管理することが望ましい。</p>	<p>防災安全部交通防犯課</p> <p>交通安全啓発用の資材として購入した物の在庫数量等を把握しやすくするため、資材の管理方法の見直しを図り、整理することで在庫を管理しやすい状況にし、年度末（令和2年3月31日）に保管している資材の数量の確認を行い管理表を作成した。今後は半年ごとに保管している資材の数量等を確認し、交通安全啓発に必要な資材を購入し管理を徹底することとした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川市市民委員会活動補助金】	
(1) 補助金の前払について	
<p>補助金の交付は、旭川市補助金交付基準にも規定されているように、補助金の額を確定した後に行うことが原則である。一方、その例外規定として前払と概算払がある。両者は似ているがその違いは、交付時点で債務金額が確定しているか否かにある。前払は金額の確定した債務に対して、相手方の義務の履行前又は給付すべき時期の到来前において、その債務金額を支払うものである。概算払ははまだ金額は確定していないけれども、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときに支払うものである。当補助金ではこの例外規定のうち前払が行われている。</p> <p>しかし、要綱が改定され平成30年度より補助対象経費の合計額が補助金交付額を下回った場合には、下回った分は返還を要することとなり、この場合には下回った分の返還額が確定した時点で市の債務金額（補助金額）が確定したことになる。そのため、現状の補助金の交付は、前払ではなく概算払に該当すると考えられる。</p> <p>ただし、概算払とするのであれば、原則的には補助事業が終了した時点で全ての市民委員会について速やかに債務金額を確定させ精算する必要があるが、現状では困難と言わざるを得ない。</p> <p>現在、63ある市民委員会について、全ての市民委員会の証憑チェックは行われておらず、毎年6つの市民委員会を選定し、その6つと前述の補助対象経費の合計額が補助金交付額を下回っている市民委員会について証憑等のチェックを行っている。</p> <p>平成30年度に、2つの市民委員会で補助対象経費の合計額が補助金交付額を下回っていたが、監査時点では帳簿、証憑のチェックが未了とのことで補助金の返還はまだ行われておらず、選定した6つの市民委員会についても補助金交付対象年度中にチェックを行うことは困難で、補助金交付の翌年度中にチェックを実施している。</p> <p>63ある市民委員会について、本来は全市民委員会のチェックを行い、公平性を確保するべきではあるが、現在、6つの市民委員会のチェックを行うだけでも所管部局の事務負担は大きく、63ある市民委員会の全てについて補助金対象年度内にチェックを行うのは現実的ではない。</p> <p>そうであれば、以前のように均等割と世帯数割で算出した補助金額を前払で交付して精算を要しないこととし、定期的なチェックの継続と補助金交付額が過剰になっていないかを注視していくことの方が望ましいと思われる。</p>	<p>市民生活部市民活動課</p> <p>旭川市市民委員会活動補助金を前金払で交付するに当たっては、繰越金の額を踏まえ適正な補助金額を算定するよう交付要領を改正するとともに、今後も定期的なチェックを続け、交付額が過剰にならないよう注視していくこととした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川市社会福祉協議会運営費補助金】	
(1) 概算払について	
<p>交付要綱によると、補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であり、概算払は例外として「特に必要があると認めるとき」に可能である。その際はその必要性を厳密に判断しなければならない。当補助金では概算払が行われており、「特に必要があると認めるとき」に該当するか検討を行った。</p> <p>この点、所管部局によれば、交付先から提出された「資金計画表」に基づいて資金不足が見込まれることから、概算払を実施したという。この「資金計画表」には現預金残高が記載されていないため、社協の貸借対照表を別途入手したところ、現預金残高は平成29年度末が約38,000千円、平成30年度末が51,000千円あり、補助金額に相当する程度の現預金残高を有していた。</p> <p>改めて現預金の用途について所管部局に確認したところ、4月の事業未払金や職員人件費の支払いに充てられたとのことだった。また概算払の必要性については、「5月以降も積立基金の取崩しや他の補助金収入によりやり繰りを行っている」ことや、「社協としては前年ベースで事務、事業費を5%カットするよう努め、正職員の補充に当たり昇給のない嘱託職員を採用し、人件費カットにつなげるなどの経営努力を行っている」という点も考慮して概算払を行っているとの回答であった。</p> <p>社協では前述のように、補助金額に相当する程度の現預金残高を有しており、また介護報酬等の事業未収金も平成29年度末、平成30年度末において約60,000千円有しており、資金不足が見込まれるという状況にあるとは思えない。また現状の「資金計画書」ではそれを読み取ることができない。</p> <p>概算払に当たっては、その必要性を判断するに足る説明資料の提出を求め、現預金残高の状況も踏まえ、概算払の必要性について厳密に判断すべきである。</p>	<p>福祉保険部福祉保険課</p> <p>概算払の支出に当たり、対象事業に係る「収支計画書」のみでなく、令和2年3月31日現在の社会福祉協議会の貸借対照表及び関係書類の提出を求め、預金残高、事業未収金の使途や状況についての説明を求めた。</p> <p>結果として、法人全体として、それらの資金が4月末の時点で人件費や業者等への支払に充てられ現金として残らないこと、したがって、当該補助金の概算払によらなければ、定められた限度額の基金の取崩しを行ってもなお、以降の人件費等の支払が困難になるとの説明があったことから、概算払が必要と判断し、令和2年度においても概算払を行うこととした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金】	
(1) 運行体系の見直しについて	
<p>センターは、旭川駅から約1.2km、徒歩16分に位置する。最寄りのバス停まで徒歩5分の距離であり、日中は1時間に0～2本程度のバス運行である。</p> <p>こうした事情を踏まえれば、連絡バスが必要と言わざるを得ない。ただ連絡バスも補助金での運営のために頻繁に走らせることができず、利便性が高いとはいえない。そのため、1日の平均利用者は20人前後と低い乗車率である。</p> <p>低い乗車率から補助金の効果が小さいという意見もあるだろうが、連絡バスを廃止すれば、利便性が更に悪化し、センターの利用者が減るという悪循環になるであろう。</p> <p>当補助金の所管部局では、路線変更や予約制への変更など既に様々な検討を重ねてきた。今後も最善の解決策を見つけるべく検討を続けることが必要である。</p>	<p>福祉保険部障害福祉課 路線変更や予約制への変更など様々な検討を行っている。今後も最善となるよう検討を続ける。</p>
【母子生活支援施設整備費特別補助金】	
(2) 概算払の必要性の検討について	
<p>旭川市補助金交付基準第5-13では、補助金交付は概算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。</p> <p>当補助金交付要綱第13～15では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。</p> <p>平成30年度補助金概算払申請書に記載された申請理由は、「トキワの森の安定運営を図るため」となっているが、提出された添付書類の内容や資金収支計算書からは、当補助金が概算払でなくてはならない必要性を読み取ることができなかった。</p> <p>補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のまま良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。</p>	<p>子育て支援部子育て支援課 概算払の申請の際には月別の収支計画書を提出させ、申請理由とともに各月の収支状況を確認することで必要性を審査し、概算払の適否を判断することとした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(3) 交付金額算定方法の見直しについて	
<p>当補助金は交付要綱第3において、「補助金の額は母子生活支援施設整備事業を行うため借り入れした貸付資金に係る当該年度に支払う元金及び利子額から、1,000,000円を差し引いた額（千円未満切捨て）とし、差し引く額は、旭川隣保会の母子生活支援施設の運営に係る収支決算状況を勘案して、今後見直しを図る。」とされているが、交付開始から現在に至るまで、差し引く額の見直しは行われていない。</p> <p>差し引く額の検討は、前期の補助金交付対象法人の拠点区分資金収支計算書の数字を基に行われており、運営費等に係る当該会計年度の各種積立預金への積立支出及び当期資金収支差額の合計額（以下、「算定額」という。）が、当該施設に係る事業活動収入の5%を超えるかどうかで判断している。実際に過去5年間の算定額は、事業活動収入の5%以内に収まっているため、見直しが行われていない。</p> <p>しかし、算定額には当補助金の交付対象拠点である「トキワの森」から、他の拠点への資金移動である「拠点区分間繰入金支出」が含まれていない。もし「拠点区分間繰入金支出」が特段の目的がなく、単純に余剰資金を移動させたものであるならば、当該支出も算定額に含めるべきであろう。当該支出を加味すると、過去5年全ての年度で事業活動収入の5%を超えている。</p> <p>今一度、補助金交付金額の算定方法について、見直しが行われることが望ましい。</p>	<p>子育て支援部子育て支援課 新たに「区分間繰入金明細書」及び「資金収支計算書」の提出を受け、「拠点区分間繰入金支出」が各拠点の事務を行っている旭川隣保会本部職員の人件費及び事務費に充てるため、各施設で按分して負担している経費であり、単純な余剰金の移動ではないことを確認した上で交付決定を行った。</p>
【旭川市私立高等学校入学一時金減免補助金】	
(1) 成果指標の妥当性について	
<p>当補助金では成果指標として「市内高校生徒数に占める私立高校生徒の割合」と「高校進学率」を採用している。これらの成果指標については再検討することが望ましい。</p> <p>まず「市内高校生徒数に占める私立高校生徒の割合」についてであるが、当補助金には私立高等学校への入学を促進するという目的がある。そうであるならば、「市内中学卒業生の私立高等学校への進学率」を採用した方が妥当ではないか。年度によって当該進学率は変動があるかもしれない。高校進学率が高い現代において、私立高等学校への進学率が変動する要因は、公立高校への進学率が変動したためであり、両者は表裏一体であろう。この指標を採用することで、市内中学卒業生の進路選択の動態を把握することもできるであろう。</p> <p>また「高校進学率」についてであるが、現代では高校進学率が高いことは明らかであり、進学率には公立高校への進学も含まれている。私立高等学校の入学一時金が当補助金の対象であるところ、成果指標には公立高校への進学を要素を含めるべきではないであろう。</p>	<p>子育て支援部子育て支援課 高校の進学率については、文部科学省が実施する「学校基本調査」の「卒業後の状況調査票（中学校）」による数値が公的なものとなるが、同調査では、私立高校に限った進学率を算出しておらず、「市内中学卒業生の私立高等学校への進学率」を成果指標として採用することは困難である。</p> <p>これについて、事業の進捗を図る成果指標として、公私が混在する従前の「高校進学率」を見直し、「市内私立高校（全日制）の定員充足率」を新たに設定することとした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【保育体制充実補助金・特別支援保育事業補助金】	
(1) 概算払の必要性の検討について	
<p>旭川市補助金交付基準第5-13では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、両補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。</p> <p>両補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。</p> <p>補助金交付先から提出された補助金概算払申請書では、概算払を必要とする時期について一律11月となっており、概算払を必要とする理由は、一律「本事業に対する補助金は人件費に充当するため」となっているが、なぜ必要とする時期が11月であるのか明確ではなく、また補助対象経費が人件費であることは概算払の必要条件であるとは言えず、他の添付書類の内容からも、概算払の必要性を読み取ることはできなかった。</p> <p>補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。</p>	<p>子育て支援部こども育成課 概算払の申請の際には月別の収支計画書を提出させ、各月の収支状況を確認することで必要性を審査し、概算払の適否を判断することとした。</p>
【延長保育事業補助金】	
(1) 概算払の必要性の検討について	
<p>旭川市補助金交付基準第5-13では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。</p> <p>当補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。</p> <p>所管部局としては、補助対象経費の大部分は職員給与等の人件費であるため、年度当初から補助事業を実施するためには概算払が必要であると判断しているが、補助対象経費が人件費であることは概算払の必要条件であるとは言えず、提出書類の内容からも、概算払の必要性を読み取ることはできなかった。</p> <p>補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。</p>	<p>子育て支援部こども育成課 概算払の申請の際には月別の収支計画書を提出させ、各月の収支状況を確認することで必要性を審査し、概算払の適否を判断することとした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川市一時預かり事業（一般型）補助金】	
（１）概算払の必要性の検討について	
<p>旭川市補助金交付基準第5-13では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。</p> <p>当補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。</p> <p>補助金交付先から提出された補助金概算払申請書では、概算払を必要とする時期について一律10月及び1月となっており、10月及び1月で必要な経費の支出が困難となる見込みであると記載されているが、各交付先の資金繰りの状況は異なるから、一律に10月及び1月で必要な経費の支出が困難になるとは考えにくい。また月次の資金繰表等の添付はなく、他の提出書類の内容からも、概算払の必要性を読み取ることはできなかった。</p> <p>補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。</p>	<p>子育て支援部こども育成課</p> <p>概算払の申請の際には月別の収支計画書を提出させ、各月の収支状況を確認することで必要性を審査し、概算払の適否を判断することとした。</p>
【保育士宿舎借り上げ支援事業補助金】	
（１）成果指標の妥当性について	
<p>当補助金は成果指標として「新卒で就職した保育士数」を採用している。しかし、この保育士数の中には、当補助金を利用することなく就職した者も含まれているであろう。そうであるならば「当補助金を利用して就職した保育士数」を成果指標として採用した方が妥当ではなからうか。</p> <p>また、当補助金には就労継続を図るという目的もある。そうであるならば、「当補助金を利用して就職した保育士の職場定着率」を新たに成果指標として追加することを検討しても良いのではないかと考える。</p> <p>いずれにしても現在成果指標は一つであるが、一つの指標で当補助金の成果を測ることが難しければ、複数の指標を設定して複合的に評価することがあっても良いと考える。</p>	<p>子育て支援部こども育成課</p> <p>成果指標について、新規人材確保の観点から「補助金を利用して就職した保育士数」を、保育士の就労継続の観点から「補助金申請者の就労継続者数」を指標とすることとした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川市放課後児童健全育成事業補助金】	
(1) 概算払の必要性の検討について	
<p>旭川市補助金交付基準第5-13では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。</p> <p>当補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。</p> <p>補助金交付先から提出された補助金概算払申請書では、概算払を必要とする時期について一律11月と記載されており、必要となる理由は「平成30年度の事業実施計画にあたり、旭川市からの補助金収入を見込み、年度当初から事業を開始しているが、補助金の概算払を受けなければ、年度途中で資金が滞り、事業の運営に支障をきたすため。」という記載が全ての申請書で見受けられた。各法人等によって資金繰りの状況は異なり、一律に11月に資金が滞るとすることは考えにくい。</p> <p>補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。</p>	<p>子育て支援部こども育成課 概算払の申請の際には月別の収支計画書を提出させ、各月の収支状況を確認することで必要性を審査し、概算払の適否を判断することとした。</p>
【旭川市私立幼稚園幼児教育推進補助金】	
(1) 概算払の必要性の検討について	
<p>旭川市補助金交付基準第5-13では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。</p> <p>当補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。</p> <p>補助金交付先から提出された補助金概算払申請書では、概算払を必要とする理由について、「教材教具は年度初期に準備すべきものが多く、また研修等についても年度の前半に行われるものが多いため、支払資金が必要である」ということが必要な理由として記載されている。しかし、支払資金が必要であることは理解できるが、各法人によって必要となる資金の額は異なるであろうから、一律に上記理由が該当するとは考えにくい。</p> <p>補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断する添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。</p>	<p>子育て支援部こども育成課 概算払の申請の際には月別の収支計画書を提出させ、各月の収支状況を確認することで必要性を審査し、概算払の適否を判断することとした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川市一時預かり事業（幼稚園型）補助金】	
（１）概算払の必要性の検討について	
<p>旭川市補助金交付基準第5-13では、補助金交付は精算払が原則である旨が規定されている。一方、当補助金は確認できた年度のいずれにおいても概算払により交付されている。</p> <p>当補助金交付要綱では、補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書に必要書類を添付して市に申請を行い、市は当該申請書の審査を行い、適当と認めた場合には補助金の概算払を行うとしている。</p> <p>補助金交付先から提出された補助金概算払申請書では、概算払を必要とする時期について一律11月となっており、概算払を必要とする理由は、一律「11月に必要な経費の支出が困難となる見込みである」となっている。しかし、各法人によって資金繰りの状況は異なり、一律に11月に必要な経費の支出が困難になるとは考えにくい。</p> <p>補助金交付の例外的な取扱いである概算払の審査に当たっては、その必要性を厳密に判断しなければならない。申請理由をより具体的に記載すること、それを判断するための添付書類が現状のままで良いのか、所管部局として今一度検討されることを望む。</p>	<p>子育て支援部こども育成課</p> <p>概算払の申請の際には月別の収支計画書を提出させ、各月の収支状況を確認することで必要性を審査し、概算払の適否を判断することとした。</p>
【旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金】	
（１）補助金交付申請日について	
<p>補助金交付申請書によると申請日は平成30年12月10日である。一方で事業の着手日は平成30年4月1日であり、事業着手日から申請日まで8か月以上の乖離がある。補助金交付要綱には申請期限が特段定められていないため要綱違反ではないが、申請があまりにも遅いと思われる。</p> <p>申請に当たっては当該年度の事業予算書を添付することが求められていることから、予算確定後、速やかな提出を求めるべきである。</p>	<p>保健所保健総務課</p> <p>旭川赤十字病院に対し、予算確定後速やかに申請するよう求めた。なお、令和2年度は8月5日に交付申請書を受理した。</p>
【旭川市医師会看護専門学校運営費補助金】	
（３）成果指標について	
<p>補助金等評価表によると、当補助金の成果指標として「市内の人口10万対看護師数」を挙げており、この指標は2年に一度しか設定されていない。この理由を所管部局に確認したところ当該指標は北海道から発表される指標であり、2年に一度しか発表されないためとのことである。指標が毎年設定されていない状況で当補助金の成果を適切に測ることはできないであろう。</p> <p>また、当補助金の交付目的は学校の医療従事者養成力の拡充を図り、市内の医療機関に多くの人材を輩出することが目的の一つである。</p> <p>そのような目的の補助金の成果を測る指標として、例えば「卒業生の市内医療機関への就職数や就職率」といった指標を採用した方が、より適切ではなかろうか。成果指標の再検討を望む。</p>	<p>保健所保健総務課</p> <p>令和元年度の補助金評価より、成果指標として「卒業生の市内医療機関への就職率」を加えた。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金】	
(1) 成果指標の妥当性について	
<p>「補助金等評価表」によると、当補助金の成果指標は「太陽光発電出力累計」とされている。</p> <p>【補助金の概要】で記載した「温室効果ガス排出量が削減された低炭素社会を構築する。」という補助金交付目的の達成を評価する指標として妥当であるか、改めて検討することを望む。</p> <p>当補助金では太陽光発電設備を導入する際の設置費用だけでなく、その他の再生可能エネルギー設備等を導入する際の設置費用も補助対象となっており多岐にわたる。そのような補助金の成果を「太陽光発電出力累計」だけで測ることはできないであろう。当補助金の成果を測るには他にも成果指標が必要であろう。</p> <p>当補助金に対する直接的な成果指標を設定することが難しいことは理解に難くない。しかし「太陽光発電出力累計」以外にも適切な成果指標を設定できないか、検討することが望ましい。</p>	<p>環境部環境総務課</p> <p>新たな成果指標として、「温室効果ガス排出削減量」を設定することとした。</p> <p>補助金によって導入された全ての再生可能エネルギー設備に伴う温室効果ガス排出削減量を算出する。</p>
【旭川市中小企業福祉事業費補助金】	
(1) 概算払について	
<p>当補助金の交付要綱によると、補助金の交付は精算払が原則であり、概算払は例外として「特に必要と認めるとき」に可能とされている。当補助金では概算払が行われており、「特に必要と認めるとき」に該当するか検討を行った。</p> <p>所管部局によれば、交付先から提出された「資金計画表」に基づいて資金不足が見込まれることから、概算払の承認を行ったとのことであった。しかし、この「資金計画表」には現預金残高が記載されていなかったため、別途、貸借対照表を入手したところ、平成29年度末及び平成30年度末に6,000千円強の現預金残高があった。</p> <p>年度末の現預金残高の用途について所管部局に質問したところ、翌期以降の共済金の支払などに充てられるとの回答を得た。しかし、それだけでは資金不足が見込まれることの根拠としては乏しいであろう。どのくらいの共済金の支払いなどが見込まれ、結果として資金不足がどのくらい見込まれるか把握しなければ必要性の厳密な判断はできないと思われる。</p> <p>概算払を行うことの必要性について、所管部局としてより厳密な検討が必要であろう。</p>	<p>経済部経済総務課</p> <p>概算払の必要性を判断するに当たっては、資金収支計画書に基づき、当該年度の支出状況を審査しているが、当該センターについては、勤労者福祉の向上のため共済事業を実施しており、その支出に伴う現預金を一定金額確保する必要があることから、その保有額の妥当性を確認するための追加資料を求め、これに基づき概算払の必要性について厳密に判断することとした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【一般事業資金信用保証料補助金】	
(1) 補助率について	
<p>旭川市補助金交付基準では、参考基準として補助率を1/2としている。当補助金では、〔小口零細企業特別融資〕の補助率が10/10（100%）であるが、その根拠について所管部局によると、「平成26年度に公布された小規模企業振興基本法において、小規模企業の事業の持続的な発展を図るため地方公共団体が責務を果たすよう定められたこと等を加味した。」とのことである。</p> <p>確かに、「(2)緊急対策資金のうち〔災害・景気対策融資〕や〔倒産関連融資〕」であれば、緊急の融資が必要な場合もある。また「(5)新規創業支援資金」など、旭川市の政策に合致する企業に対する融資の場合は、補助率を高くすることは政策的な範疇にあるといえる。</p> <p>しかし、当補助金の対象は一般事業資金である。一般事業資金は極力借入金に頼らないことが理想であるが、〔小口零細企業特別融資〕は自己負担なく信用保証を受けることで、借入金への依存を高めてしまうおそれがある。また、本来融資を受ける必要がない事業者であっても融資を受けることが考えられ、企業の健全な発展が妨げられるおそれもある。実際、「(1)一般事業資金のうち〔小口零細企業特別融資〕」は、補助率が10/10に引き上げられた平成29年度から急増している。</p> <p>当補助金の目的は理解できるが、市内中小企業者等の健全な発展を実現し、ひいては市全体の経済の発展を実現するために、〔小口零細企業特別融資〕の補助率は10/10（100%）が妥当な水準であるか、継続的に検討されることを望む。</p>	<p>経済部経済総務課 〔小口零細企業特別融資〕の補助率は10/10（100%）が妥当な水準であるか、継続的に調査研究を行うこととした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川市中心市街地出店促進補助金】	
(1) 成果指標について	
<p>当補助金の成果指標は「平和通買物公園歩行者通行量」とされているが、以下の二点から見直すことが望ましい。</p> <p>まず、当補助金の対象地域は「北彩都あさひかわ地区、買物公園、銀座通周辺地区、神楽地区の一部を含む都心環状道路の内側」とされ、かなり広範囲である。駅前から北に延びる「平和通買物公園」は全体のごく一部に過ぎない。対象地域が広範囲であるにも関わらず、「平和通買物公園歩行者通行量」のみで当補助金の成果を適切に測ることはできないであろう。</p> <p>また、当補助金の交付期間は最大1年間であるが、成果指標である「平和通買物公園歩行者通行量」は1年のうち、わずか2～3日の通行量である。さらに、各年度の測定日は6月や7月の週末であり、比較的通行量が多い曜日である。このような測定結果を用いて当補助金の成果を適切に測ることはできないであろう。年間を通し、測定日も平日が含まれている必要がある。</p> <p>以上のように、「平和通買物公園歩行者通行量」は、当補助金の成果指標として妥当とはいえない。新たな指標の採用を検討することが望ましい。</p>	<p>経済部経済交流課</p> <p>当該補助金の成果指標については、「補助対象物件数」・「中央地区・大成地区・神楽1～7条居住人口」を設定することとした。</p>
【新製品等開発・研究促進補助金】	
(2) 補助対象経費の見直しについて (旅費)	
<p>交付要綱第1条によれば、「積極的な製品開発、技術開発、デザイン開発を奨励する」ことが当補助金の趣旨である。研究開発には様々なコストを要するが、そのうち旅費については補助金交付事務における事後的な審査が煩雑になりやすいといえる。例えば出張先で他業務や私用があれば、旅費を補助対象経費と対象外経費に按分する必要があるが、その按分方法を確認し計算過程を検証する必要がある。宿泊代や交通費については、本人以外の宿泊者の有無や飲食代が含まれていないこと、ホテルグレードや交通経路が適切であるか等、様々な確認が必要である。</p> <p>そこで旅費については一定の上限額を設定するなど、補助対象経費に含むための条件等を検討されることが望ましい。</p>	<p>経済部産業振興課</p> <p>当該補助金の旅費に関しては、補助金の交付目的への影響度に対して事務処理が煩雑になる等の意見を受け、令和2年度より補助対象外経費としたが、その他の旅費が対象経費となっている補助金に関しては、出張命令書や出張報告書の提出を義務付け、支払の事実を明確にするなど、マニュアルを策定し対応することとした。</p>
(3) 成果指標について	
<p>「補助金等評価表」によれば当補助金の成果指標は「助成金額」である。しかし「助成金額」の多寡によって当補助金の成果を測ることはできないであろう。</p> <p>当補助金の交付目的は【補助金の概要】で記載したように「旭川市の産業振興に寄与すること。」である。この目的の達成を測るための指標として、例えば「新製品開発成功率」など、補助金交付先のアウトプットに視点を置いた指標を採用することが望ましいと考える。</p> <p>補助金交付目的に沿った成果指標を採用することを検討すべきである。</p>	<p>経済部産業振興課</p> <p>令和2年度における補助金等評価表から、成果指標を「新製品開発成功率」に変更した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【（一社）旭川観光コンベンション協会補助金】	
（１）交付要綱における補助対象経費の規定について	
<p>一般社団法人旭川観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、旧旭川観光協会と旧旭川コンベンションビューローが平成25年4月に統合されて設立された組織である。</p> <p>当補助金交付要綱第2条には補助対象経費が規定されており、協会の事業費と管理費が対象経費とされているが、「旧旭川観光協会関係分」との条件が設けられている。所管部局によると、「旧旭川観光協会関係分」との条件は当補助金設定時に必要な条件であったが、現在は該当がないとのことであった。これは不要な条件であると考えられるため、現状に即して条件を削除することが可能であろう。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 現状に即した内容に改めるために、令和2年4月1日付けで要綱の改正を行った。</p>
（２）補助金交付水準の在り方について	
<p>協会は平成25年4月に統合されて設立されたが、設立当初に比べて現金預金残高、正味財産額は増加している。この間、補助金交付金額は増加している。</p> <p>これまで人件費抑制による支出の圧縮や、会員の積極的な勧誘による会費収入の確保に取り組む、財政基盤を強化してきた経緯がある。実際に設立当初と比べても財政状況は改善されてきたであろう。</p> <p>今後の予測について所管部局によると、近年の会員数は減少傾向にあること、コスト水準高騰による事業費の増加等の要因により、正味財産が増加していく見込みにはならないであろうとの見解である。</p> <p>しかし財政状況が改善されてきた状況を鑑み、補助金交付水準について今一度検討する必要があるものと考えられる。補助金は交付先の運営が安定するまでの一時的な交付という側面もある。現在実施している物品販売を更に強化することや、新たな収益事業に取り組むなど自主財源の確保策を検討し、補助金等への依存の状況を少しでも改善することが必要ではなかろうか。所管部局には、協会をそのような方向性に意識付けする役割も求められるであろう。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 補助金交付水準については、協会から正味財産の用途等を聞き取りながら、適宜、検討を行い、毎年度の予算要求の際に協議内容を反映していくこととした。</p> <p>また、物品販売の強化や新たな収益事業への取組による自主財源の確保策についても、市と連携しながら引き続き検討を行っていくこととした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【コンベンション誘致推進事業補助金】	
(1) 補助対象経費の考え方について	
<p>当補助金は補助対象経費として雑費を認めていない。一方「一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金」では雑費を認めている。このような相違点がある理由を所管部局に確認したところ、当補助金では雑費で支出する内容としては振込手数料のみを想定しているため対象外とし、「一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金」は振込手数料以外の運営管理費が生じることを想定しているため対象としているとのことであった。</p> <p>同じ振込手数料でも補助金によって補助対象経費となるか否かに差がある。同じ振込手数料であるならば補助金間で整合させることが望ましいであろう。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 協会の資金状況を鑑み、令和元年度精算分から「一般社団法人旭川観光コンベンション協会補助金」についても振込手数料は補助対象外経費とした。</p>
【コンベンション誘致活動運営補助金】	
(1) 交付要綱における派遣費の取扱いについて	
<p>当補助金の補助対象経費として派遣費がある。株式会社JTB北海道より出向者1名を受け入れ、一般社団法人旭川観光コンベンション協会（以下「協会」という。）のプロジェクトマネージャーとして業務を行っており、出向協定書に基づく出向である。この出向に伴う派遣費の支出は、交付要綱における補助事業に従事する者の人件費に含まれると解されている。</p> <p>しかし人件費とは協会と直接の雇用関係にある者に対する支給分をいうのが本来であり、直接の雇用関係がない出向者に対する支給分は人件費に含まるべきではないであろう。平成31年4月以降は、株式会社近畿日本ツーリストより出向者1名を受け入れている。</p> <p>派遣費について、交付要綱において別途記載することが望ましい。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 旅行会社からの派遣者はコンベンション誘致活動を主務としており、当該補助金の趣旨からも出向者に係る「派遣費」は必要な経費であることから、令和2年4月1日付けで要綱を改正し、補助対象経費として別途明記した。</p>
(3) 補助金集約の可能性について	
<p>協会に対するコンベンション誘致に関する補助金には、当補助金と「コンベンション誘致推進事業補助金」がある。両補助金を分けている趣旨は、協会にはコンベンション誘致事業を重点的に実施してほしいとの考えのもと、事業費を十分に確保したいとの意向から「コンベンション誘致推進事業補助金」を別個設置したというのが所管部局の回答であった。</p> <p>しかし、コンベンション誘致事業を行うには当然ながら人材と財源が必要であり、補助対象が異なるとはいえ、両補助金を分ける必要性は低いと考える。むしろコンベンション誘致という共通の目的の補助金は集約した方が、管理コストの観点からも望ましいと考える。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 コンベンション誘致事業に係る補助金については、各事業ごとに補助金を設定することによって、協会に各補助金の役割や目的を意識して事業に取り組むことを促している。よって、補助金の集約について検討した結果、現時点ではこれまでどおり運用することとなったが、今後、必要があれば協会と協議を行い、補助金の集約を検討する。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【（一社）旭川観光コンベンション協会管理費補助金】	
(1) 当補助金の在り方について	
<p>当補助金は執務室の賃借料等を補助するものである。旧旭川観光協会と旧旭川コンベンションビューローが平成25年4月に統合された際、事務所を移転することにより事務所賃借料が大きく増加することからそれを補助するために設定された経緯があり、補助金額はここ5年間一定である。協会の事務所賃借料の負担に対し補助をすることについて、現在の協会の資金残高は補助金設定時と比較して大幅に増加している。そのため、補助の必要性に疑問がある。</p> <p>また協会に対しては運営費補助として別途他の補助金を交付している。</p> <p>このような状況を鑑み、当補助金の在り方については今一度検討が必要であろう。補助金交付を継続するにしても、補助金額の水準は現状のままが良いのか、他の運営費補助金に集約することはできないか、そもそも補助をする必要性があるのか、説明可能な理由に基づき再検討されることを望む。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課</p> <p>当該補助金は観光関連団体の相互連携を深め、観光関係者の資質の向上や観光旅行者の利便性の増進等のために必要である。</p> <p>検討した結果、補助金の水準や他の運営費補助金等への集約については、協会の資産状況等を考慮し、適宜、市と協会で協議を行うこととした。</p>
(2) 概算払の必要性について	
<p>当補助金は8月及び12月に概算払が行われている。概算払申請書によると、概算払を必要とする理由は「別紙収支計画書のとおり、事業の運営に支障を来すため」とされている。添付された資金収支計画書によると自己資金として4月と7月に当事業に対し繰入がある。この繰入の時期及び金額を再検討することによって概算払によらないことも可能ではないかと考える。上述のように協会には一定の資金残高があり、当補助金を概算払しないと賃借料等が支出できないとする根拠に乏しい。</p> <p>概算払の必要性について、その根拠も含め厳密な検討が必要である。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課</p> <p>協会の資産状況を鑑み、令和2年度については精算払とした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【氷彫刻世界大会開催補助金】	
(2) 賞金を補助対象とすることの妥当性について	
<p>当補助金の補助対象経費には賞金が含まれている。2019年大会での賞金は個人戦であれば、最優秀賞及び優秀賞（各1名）に50,000円、団体戦であれば最優秀賞及び優秀賞（各1チーム）に100,000円を贈呈していた。賞金を贈呈することは出場者の大会への参加意欲を盛り上げ、モチベーションを向上させるなどの効果が期待され、何ら問題はないことである。</p> <p>しかし、賞金を補助対象経費とすることについては再検討が必要ではなかろうか。交付要綱や補助金等評価表によると当補助金の目的は観光客誘致と地域イメージの向上に寄与することとされている。賞金はこの目的と合致するものではない。賞金を贈呈することにより、観光客が誘致され、地域イメージが向上するであろうか。賞金贈呈は大会開催の結果生ずる副次的なものであろう。</p> <p>そうであるならば、当補助金の交付目的と直接的に結びつかない賞金は、補助対象経費に含めるべきではないと考える。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 令和2年4月1日付けで要綱を改正し、補助対象外経費として賞金を追加した。</p>
【各種体育大会運営費補助金】	
(4) 補助金の受取方法について	
<p>当補助金を申請者が受け取る方法としては、①現金受取と②口座振込を設けている。補助金の受取方法として現金受取を設けることには懸念がある。補助金は特定の目的のために市が交付するものであり、補助対象者に確実に渡り、補助対象に使用される必要がある。現金受取とした場合、申請者が補助金を受け取った後、紛失するリスクが考えられるし、場合によっては受け取った補助金が私用に使われるリスクも考えられる。金融機関への口座振込を行えばこれらのリスクを全て回避することができるわけではないが、一定のリスク回避は可能であろう。</p> <p>今後、原則的には口座振込、例外として特別の事情があるときには現金受取を認めるといったように、補助金の受取方法を整理すべきであると考ええる。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 原則としての口座払を徹底し、特段の事情がある場合にのみ窓口払を行う旨を申請時に説明することとした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【各種体育大会選手派遣費補助金】	
(3) 補助金の受取方法について	
<p>この補助金を申請者が受け取る方法としては、①現金受取と②口座振込を設けている。補助金の受取方法として現金受取を設けることには懸念がある。補助金は特定の目的のために市が交付するものであり、補助対象者に確実に渡し、補助対象に使用される必要がある。現金受取とした場合、申請者が補助金を受け取った後、紛失するリスクが考えられるし、場合によっては受け取った補助金が私用に使われるリスクも考えられる。金融機関への口座振込を行えばこれらのリスクをすべて回避することができるわけではないが、一定のリスク回避は可能であろう。</p> <p>今後、原則的には口座振込、例外として特別の事情があるときには現金受取を認めるといったように、補助金の受取方法を整理すべきであると考えられる。</p>	<p>観光スポーツ交流部観光課 原則として口座払を徹底し、特段の事情がある場合にのみ窓口払を行う旨を申請時に説明することとした。</p>
【生産基盤改善促進事業助成金】	
(4) 一社特命発注について	
<p>各農業協同組合長宛に通知した「平成30年度生産基盤改善促進事業の交付申請書の提出について（通知）」によると、整備工事の施工業者の決定は見積合わせを原則とするが、やむを得ない事情により一社特命発注する場合は「理由書」を提出することとされており、一社特命発注は例外という位置付けである。</p> <p>平成30年度に事業実施主体たる市内4農協から提出された交付申請書類を確認したところ、すべての農協で一社特命発注が行われていた。各農協より提出された「理由書」によると、施工業者は長年にわたり当該事業を行ってきたことを選定理由の一つとして挙げている。確かに整備工事は特殊性を有するものであり、特殊機械を有しており豊富な経験を有する業者であることが求められる側面もあろう。そのため所管部局としては一社特命発注となることはやむを得ないと判断しており、その判断には一定の合理性があるものと考えられる。</p> <p>しかし見積合わせを原則としている以上、より低い工事金額で施工できる業者を選定対象とすることはできないのか、本当に一社特命発注が妥当であるのかについて、常に所管部局としての検討が必要であろう。</p>	<p>農政部農林整備課 区画整理・暗渠排水の工種においては、複数の見積りによる発注とすることを徹底する。また、除礫作業においては、特殊な機械を使用しており、市内保有台数も少ないことから、明確な理由書を添付したうえで、単独の見積りもやむを得ないこととするが、見積りの単価が適正であることを確認し、対外的にも明確に実施していく。また、要綱の改定及び運用の見直しについての説明会を令和2年1月23日に行っており、その場において、本指摘事項について、各事業主体に説明した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川市住宅雪対策補助金・旭川市やさしさ住宅補助金・旭川市住宅改修補助金】	
(1) 補助金の集約の可能性について	
<p>これら3件の補助金は、「旭川市住生活基本計画」に基づき共通の政策目的、趣旨の実現のために設定されているものである。これら3件の補助金を集約しても政策目的等が達成できるのであれば、将来的に集約することも検討に値すると考える。集約により、市民の目線から住宅政策に関する補助金の内容がわかりやすくなり、補助金の活用の促進が期待できるであろう。さらに、所管部局の事務負担削減にもつながるのであれば、積極的に検討されることを望む。</p>	<p>建築部建築総務課 3件の補助金は、既に個別の事業として市民に認知されているほか、補助対象や補助率、実施時期等にそれぞれ差異があるため、集約化によって事業体系が複雑になり市民に対しての制度説明等も困難になることから、かえって分かりづらくなるおそれがある。また、集約しても適正かつ迅速に業務を実施するためには、それぞれの事務を従来どおりの工程で処理せざるを得なく、結果として事務負担の軽減にもつながらないことから、今後も現状の事業構築とすることとした。</p>
【街路灯設置補助金】	
(1) 窓口払の妥当性について	
<p>当補助金を申請者が受け取る方法としては、①金融機関への口座振込と②窓口払を設けている。また①及び②の方法での受け取りが困難と認める場合に限り、「隔地払」として郵便局で現金を受け取る方法もある。</p> <p>補助金の受取方法として窓口払を設けることには懸念がある。補助金は特定の目的のために市が交付するものであり、補助対象者に確実に渡し、補助対象に使用される必要がある。窓口払とした場合、申請者が補助金を受け取った後、紛失するリスクが考えられるし、場合によっては補助金が、受け取ったものの私用に使われるリスクも考えられる。金融機関への口座振込を行えばこれらのリスクをすべて回避することができるわけではないが、一定のリスク回避は可能であろう。</p> <p>今後、補助金の受取方法を整理すべきである。</p>	<p>土木部土木管理課 今年度から窓口払を希望する町内会等については、その理由を申請時に確認し、現時点で口座を保有していない等のやむを得ない理由がある場合に限り口座払とするよう説明を行うこととした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(2) 補助金の集約について	
<p>街路灯に対する補助金としては当補助金以外にも「街路灯維持補助金」がある。両補助金はその設定経緯や補助対象経費が異なるが、対象が街路灯という点では共通している。</p> <p>町内会等が保有する街路灯の省エネ灯への更新率は約64%（平成30年度末時点）であり、いまだ一灯も省エネ灯に更新していない町内会等も一定程度存在している。今後はこうした町内会等への情報提供や周知により省エネ灯への更新が進んでいけば、いずれ設置・更新ではなく、灯具の維持管理に補助対象がシフトしていくことも考えられる。</p> <p>そうなった場合、当補助金と「街路灯維持補助金」との区別の必要性は低くなっていき、補助金を集約することも可能ではないかと考える。現在は新規設置だけではなく、老朽化に伴う更新も当補助金の補助対象となっているが、考え方を整理し老朽化に伴う更新も維持と捉えることは可能であろう。また補助金の集約により所管部局の事務作業が軽減されることがあるかもしれないし、街路灯という一つの枠内で予算を流動的に使うことも可能になるであろう。さらに市民も街路灯に対する補助金を理解しやすい。</p> <p>今後、補助金集約の可能性について検討されることを望む。</p>	<p>土木部土木管理課</p> <p>省エネ灯への更新に消極的な町内会等への働きかけを行い、更なる普及率の向上を目指していくためには、補助金を集約せず、設置・更新を補助対象とした補助金として継続する必要があると判断した。</p> <p>なお、令和元年度時点で街路灯の省エネ灯普及率は約70%となっており、普及率の上昇は緩やかになっていくと思われる。事業の効率化、流動性のある運用を図ることを目標に、街路灯維持補助金との集約について、今後も検討していく。</p>
(3) 補助金上限額の見直しについて	
<p>当補助金の上限額は【概要補足等】で記載したとおりである。補助金申請時の書類等によれば、省エネ灯1灯当たりの平均工事費は、平成22年度は約52,000円であったが、平成30年度は約36,000円であり下落傾向にある。</p> <p>今後所管部局として、平均工事費が下落している現状などを考慮し、補助金上限額を引き下げることも検討に値すると思う。</p> <p>この点、所管部局に確認したところ、現状、1灯のみ更新する場合などは比較的高額な工事費が申請されている実態もあることから、今後製品価格や労務単価の動向、町内会等からの意見を把握して検討していく予定とのことであった。</p> <p>上記(2)で述べた補助金集約の可能性と併せて、補助金上限額の見直しについても検討されることを望む。</p>	<p>土木部土木管理課</p> <p>平均工事費は減少傾向にあるが、今年度においても1灯のみ更新する場合などは、比較的高額な工事費となっている実態は変わっていないことから補助金上限額を維持する必要があると判断した。</p> <p>なお、街路灯維持補助金との集約の可能性と併せて、今後も製品価格や労務単価の動向、町内会等からの意見などを集約し上限額の見直しについて検討していく。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【街路灯維持補助金】	
(1) 申請時における必要書類について	
<p>補助金申請時において必要とされる書類に電気料金の領収書類がある。この書類は電気料金の支払方法の違いにより、以下のように整理される。</p> <p>電気料金を口座振替で支払った場合でも金融機関等から直接支払った場合でも「電気料金ご請求の内訳」を必要書類として定めている趣旨は、申請された電気料金の中に補助対象外の電気料金が含まれていないことを確認するためである。そうであるならば、電気料金の支払方法が口座振替であろうと金融機関等からの直接支払であろうと、いずれも12か月分の提出を求め、内容を確認すべきである。</p> <p>また領収書等の写しも必要書類として定めているが、電気料金の中に公衆用街路灯（契約種別「02」「22」）以外が含まれる場合は「電気料金ご請求の内訳」の写しの提出を求めているが、含まれていない場合は提出の必要がないとされている。領収書等の写しを挙証資料として入手するという趣旨から考えると、提出を求めるべきである。</p>	<p>土木部土木管理課</p> <p>今年度から全ての団体に対して、12か月分の「電気料金ご請求の内訳」のコピーの提出を求めることとした。</p>
(2) 補助金申請の最終期日について	
<p>当補助金の最終申請は9月14日であり、一次受付の期限より3か月半経過していた。実務上は申請がない町内会等に対し、所管部局から催促を行ってようやく申請がなされるケースがある。所管部局としては補助金交付を受けることができない町内会等が発生しないよう配慮しているとのことであるが、補助金申請の最終期限を明確に定めることがあっても良いと思う。例えば9月末を最終期限として設定し、それまでに催促を行った結果、それでも申請がない場合にはそれ以降の申請を受け付けないといった対応があってもよいと思う。それにより期限内に申請をした他の町内会等との公平性が確保されるし、所管部局としての実務負担の軽減にもつながるであろう。</p>	<p>土木部土木管理課</p> <p>今年度の街路灯維持補助金の申請については、期限を8月31日までとし、町内会等の高齢化や役員の担い手不足等も考慮し、7月の2次受付終了時点で未申請の町内会等に対し、申請を促す通知文を送付することとした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(3) 窓口払の妥当性について	
<p>当補助金を申請者が受け取る方法としては、①金融機関への口座振込と②窓口払を設けている。また①及び②の方法での受取が困難と認める場合に限り、「隔地払」として郵便局で現金を受け取る方法もある。</p> <p>補助金の受取方法として窓口払を設けることには懸念がある。補助金は特定の目的のために市が交付するものであり、補助対象者に確実に渡し、補助対象目的に使用される必要がある。窓口払とした場合、申請者が補助金を受け取った後、紛失するリスクが考えられるし、場合によっては補助金が、受け取った者の私用に使われるリスクも考えられる。金融機関への口座振込を行えばこれらのリスクを全て回避できるわけではないが、一定のリスク回避は可能であろう。</p> <p>今後、補助金の受取方法を整理すべきである。</p>	<p>土木部土木管理課</p> <p>今年度から窓口払を希望する町内会等については、その理由を申請時に確認し、現時点で口座を保有していない等のやむを得ない理由がある場合に限り口座払とするよう説明を行うこととした。</p>
【緊急通報システム設置等助成金】	
(1) 成果指標の妥当性について	
<p>「補助金等評価表」によると、当補助金の成果指標は「助成者数」とされている。交付実績は減少傾向にあり、平成30年度は1件の交付であった。「緊急事態への対処に不安を有する市民に対して迅速かつ適切な救護、救援等を行うための連絡体制を確立する。」という補助金交付目的の達成を評価する指標として妥当であるか、改めて検討することを望む。例えば、当システムを導入した市民に対してアンケート調査を実施し、安心・安全に対する満足度調査の結果を成果指標とすれば、交付目的に沿った評価が可能になると考える。</p> <p>成果指標を再検討し、補助金評価を継続的に行うべきである。</p>	<p>消防本部市民安心課</p> <p>デジタル回線の接続を認め利用拡大を図ったことにより、平成31年度（令和元年度）は4件の交付実績であった。当助成金の助成者数を成果指標とすることに関し、検討した結果妥当であると考えられるが、令和元年度に実施した利用者アンケート調査を今後においても機会を捉えて実施することにより、適宜、利用者満足度の把握に努めることとする。</p>
(2) 補助金の在り方の検討について	
<p>当補助金は交付実績が減少傾向にあり、平成30年度は1件の交付であった。今後、より効果的な補助金交付を実現するにはどうあるべきか、広報活動をどのように行っていくべきかなど、補助金の在り方について検討していくことが必要であろう。</p> <p>また、既にデジタル回線への接続等の施策が行われているが、固定回線を有していない市民であっても当システムに対するニーズがあることも想定される。そのような市民に対してどのように安心・安全な連絡体制を確立するかについて、当補助金を含めて引き続き検討していくことが望まれる。</p>	<p>消防本部市民安心課</p> <p>本事業の広報活動として市内全町内会への広報誌の配布を年2回実施することとし、令和2年10月に1回目の配布を行った。これにより助成制度を広くPRし一般利用の促進を図るとともに、固定回線を有していない市民に対しても助成制度をPRし、固定電話の設置並びに一般利用の促進を図り、安心・安全な連絡体制の確立を促す。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【各種大会選手派遣等補助金（中学校）】	
（２）支出状況の把握について	
<p>当補助金のうち大会開催費については概算払となっている。それぞれの競技における資料の確認を行ったが、資料は適正に作成、管理されていた。ただし、それぞれの競技に割り当てられた開催費補助は余すことなくゼロまで消化されていた。</p> <p>必要な支出であれば問題ないが、仮に大会開催費として割り当てられたものを全額消化するために不必要な支出を行っていけば問題である。各競技の資料を調べたところ、競技に関係ないような支出や不自然に多額な支出などは見受けられなかった。一部、補助金申請時の支出予算と比較して余剰となった項目について、他の項目で消化されていた状況は見受けられたものの、異常なものと判断するほどではなかった。</p> <p>今後も、大会開催費については、消化するために不自然な支出がないか、また、複数年にわたり使用できるものが毎年更新されるなど不必要な支出がないか確認していく必要がある。また、その確認結果が連盟だけではなく各中学校にも共有され、同じ意識を持てるよう、確認結果の周知方法を検討することが望ましい。</p>	<p>学校教育部学務課</p> <p>従前より、複数年にわたって使用できるものについては容易に更新しないよう、各競技担当校に説明を行い、この旨を担当校より次年度の担当校に引き継ぐよう依頼しているところであるが、今後は通知に明記するなど、更なる周知を行うこととした。</p>
【旭川市学校給食物資共同購入委員会運営費補助金】	
（２）成果指標について	
<p>現在、補助金等評価表における成果指標には、学校給食実施率が使用されており、最近5年間の成果指標は100%で推移している。</p> <p>学校給食が実施されるのは、天災などの影響を除き当然のことであり、これを成果指標としても、当補助金に対する評価は適切に行えない。</p> <p>市では学校給食における地産地消を推奨しており、例えば「地元食材の使用率」を成果指標にするなど、指標の変更を検討すべきである。</p>	<p>学校教育部学校保健課</p> <p>令和2年度実施の補助金等評価から、成果指標に「道内産食材の使用率（野菜、重量ベース）」を追加することとした。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に関する報告書

(補助金に係る事務の執行について)

指摘事項	措置状況
【旭川市市民委員会連絡協議会運営補助金】	
(1) 移行準備金について	
<p>通常の収支決算書とは別に、『事務局移行準備金特別会計』として150万円程の積立金がある。平成19年度から5年間程度積立を行っていたが、外部監査の指摘を受けて積立は中止しており、使用もないため残高は同額のまま推移している。</p> <p>この準備金は、現在、市役所内の市民活動課内で行っている事務局業務を独立させるために積み立てているものとのことで、具体的には独立に際して必要になる場所の確保や備品の購入などに充てる予定とのことであったが、事務局業務の独立については具体的な用途はついていない。</p> <p>補助金の一部が使用されずに積み立てられている現況は望ましい状態とは言えない。</p> <p>積立を中止してから、すでに相当な期間が経過していることから、事務局の独立及び当該準備金の今後の方向性について、できるだけ早急に用途をたてる必要がある。</p>	<p>市民生活部市民活動課</p> <p>令和3年度旭川市市民委員会連絡協議会総会において、事務局独立については、今後時間を掛けて協議していくことが確認された。それにより事務局移行準備金については解消し、市に返還した。(返還方法については、令和3年度補助金で相殺)</p>
【障害者バス利用環境整備支援補助金】	
(1) 補助金増加要因の検証不足について	
<p>当補助金の交付先は、旭川電気軌道と道北バスである。その内訳をみると、旭川電気軌道は平成28年度から平成30年度まで金額がほぼ同じである。一方で、道北バスは平成28年度から平成29年度にかけて変動は小さいが、平成29年度から平成30年度へかけて約960千円増加しており、その増加率は27.5%と高い。</p> <p>交付要綱第11条によれば、補助金の確定時には補助事業の審査を行うことになっている。そこで審査の内容について所管部局に質問したところ、約960千円(前年比+27.5%)の増加要因については、当補助金の周知が進んだ可能性に言及するだけで、具体的な要因を特定していなかった。</p> <p>当補助事業においては、バス事業者からの請求額に対して10分の10の補助率で補助金が交付される。そのためバス事業者からの請求内容や前年度からの増減要因等について、所管部局における十分な分析検討が必要である。</p>	<p>福祉保険部障害福祉課</p> <p>平成29年度から令和元年度にかけて増加額が大きかった3路線を選定し、令和2年8月の精神障がい者乗降分全データを提供するように道北バスに求め、分析を実施した。</p> <p>日付が違う似たような時間帯に同一区間を3回以上乗車したデータを「リピート利用」と定義して利用の傾向を探ったところ、リピート利用を確認できた48区間中、13回と11回の区間が1区間ずつで、残りは全て7回以下の利用に留まった。このことから、リピート利用の主要な目的は通勤ではなく、週に1～2回出向くべき何かであると言える。</p> <p>また、リピート利用を確認できたのは件数で34.60%、金額で36.50%にすぎず、残りは全て月に1件か2件しか出現せずカテゴリー不能なデータであった。このことは、多くの精神障がい者が多様な目的でバスを利用していることを示唆しており、道北バスの金額が増加した要因は特定の要件を目的とした利用の増加ではなく、バス利用する精神障がい者の人数が増加したためであると推定した。</p> <p>今後については、十分な分析検討を継続していく必要があることから、随時利用1件毎の詳細データを求めて利用傾向の分析を行うこととする。</p>

指摘事項	措置状況
(2) 乗車データの正確性の検証について	
<p>バス事業者からの交付請求額の検証方法について、所管部局では、交付請求額の基となる障害者の乗車データを受け取り、当該データと交付請求額の整合性を検証している。しかし、どちらもバス事業者が作成したものであるため整合していることは当然であり、検証方法として実効性に乏しい。本来必要とされるのは、バス事業者が作成するデータの正確性の検証である。</p> <p>データを正確に作成し、当補助金の交付金額を正しく算定するには、障害者の乗車回数を正確に把握する必要がある。その乗車回数のもととなるのはバス乗務員のカウントである。カウントミスがあれば乗車回数が正確に把握できない。</p> <p>また現在の当補助金の算定方法では、乗車回数を多く報告するほど補助金が多く交付されることとなり、乗車回数を上乘せしようとするインセンティブが働きかねない。</p> <p>このような理由により当補助金ではデータの正確性の検証が重要であるが、当補助事業の性質から、他の補助事業のように客観的証拠である領収書や請求書を手に入れない。しかし入手できないのであれば、代替的な方法によりデータの正確性の検証を実施すべきである。たとえば、バス事業者がデータを作成する過程の十分な把握、一般乗客の乗車データや過年度の乗車データから当年度の請求額の妥当性を分析するなどの方法が考えられる。当補助事業においては、バス事業者からの請求額に対して10分の10の補助率で補助金が交付される。そのためバス事業者から提出されたデータの正確性について、所管部局における十分な分析検討が必要である。</p>	<p>福祉保険部障害福祉課 道北バスへの聞き取り及び実地調査によって以下のとおり検証し、実績報告は自動的かつ正確に作成されるものであると判断した。</p> <p>【データの作成過程】 データは運賃精算やICカードのチャージ等をする毎に作成され、車載端末の取り外し可能な金庫部分にある記憶領域に記録される。精神障がい者利用分については、運賃精算時に運転手が専用のボタンを押すことによってフラグを立てている。1日の運行終了後に車載端末の金庫部分を集中精算機に入れて処理しており、これによって現金取出し、カウントとデータ集約が自動的にできる。データについてはこの間一切の手作業を介することなく、システムに格納される。また、毎月の実績報告だけでなくレギュラーなデータ提供依頼についても、データ抽出の特殊な知識を要することなく、必要な項目を入力してボタンを押すだけでデータ抽出できるようシステム構築されている。</p>
【旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金】	
(3) 書類間での支出科目の不整合について	
<p>補助金交付申請時の必要書類と実績報告時の必要書類の間で、以下のように支出科目に整合性がなかった。</p> <p>①経費の配分調書 交付申請時（様式第3号）：給与費、材料費、経費、委託料、研究研修費、設備関係費 実績報告時（様式第9号）：給与費、備品費、消耗品費、材料費、光熱水費、燃料費、研究研修費</p> <p>②事業予算書と収支決算書 事業予算書：給与費、材料費、経費、委託料、研究研修費、設備関係費 収支決算書：給与費、備品費、消耗品費、材料費、光熱水費、燃料費、研究研修費 これらは本来、支出科目が整合しているべきである。予算実績差異分析を適切に行う上でも整合性が求められる。所管部局はセンターに対し書類作成方法を周知、徹底すべきである。</p>	<p>保健所保健総務課 令和2年度の実績報告分から、申請時と報告時の支出科目を整合させるようセンターに文書で指導した。</p>

指摘事項	措置状況
【各種体育大会選手派遣費補助金】	
(2) 補助金交付の公平性について	
<p>交付対象の中には以下の大会に関する選手派遣費補助が含まれていた。</p> <p>① A 高等学校，大会名：全国高校サッカー選手権大会，補助金交付額：300,000円</p> <p>② B 高等学校，大会名：高等学校ラグビーフットボール大会，補助金交付額：160,000円</p> <p>上記2件はいずれも旭川市内の高等学校が全国大会に出場する際の派遣費用の一部を補助するものである。</p> <p>当補助金の交付金額は【補助金の概要】に記載したように派遣人数に応じて決定されることが原則であるが，交付要綱第6条2項ただし書より，市長が特に必要と認める場合は，市長が別に定める額とされる。</p> <p>上記2件の交付金額の算定方法について一連の資料を確認したところ，②については原則どおり派遣人数に応じて決定されていた。一方①については原則に従った算定ではなく，交付要綱第6条2項ただし書きの規定に従い30万円が交付決定されていた。いずれも全国大会でありながら，算定根拠に相違があり，それぞれの算定根拠には客観性と公平性の観点が見えていないと言わざるを得ない。客観性の観点では，①の市民に大きな感動を与えるという根拠はあくまでも主観的な判断である。</p> <p>また公平性の観点では，メディアでの扱いの大小，支援組織の有無，要望の有無という根拠は，参加する選手等には起因しない要因であり，派遣費用の一部を補助することで選手等の負担を軽減するという補助金目的に照らせば適切とは言えないであろう。</p> <p>また①の交付金額の決定に関して，交付要綱第6条2項ただし書き「市長が特に必要と認める場合は，市長が別に定める額とされる。」との規定が適用されているが，「市長が特に必要と認める場合」とはどのような場合なのか，明確な基準が存在しておらず抽象的である。</p> <p>補助金交付に当たっては，明確な基準の下，判断の客観性と公平性の観点が求められる。</p>	<p>観光スポーツ交流部スポーツ課</p> <p>補助金要綱の見直しを行い，補助上限額及び補助対象人数の上限を変更した。全国大会出場の場合において，1人当たりの上限額を8千円から1万円に増額し，補助対象人数を20人から30人に増やした。（令和3年度から適用開始）</p> <p>要綱の見直しとともに，今後，指摘を受けた大会（全国高校サッカー選手権）をはじめとする全ての大会について，補助金限度額内での補助を行うことにより，補助金額算定の客観性と公平性を確保する。なお，これにより「市長が特に必要と認める場合」について，現時点で適用を想定するものはないが，適用する場合には明確な基準を定めることを検討する。</p>

指摘事項	措置状況
【三浦綾子記念文学館開館20周年記念行事に対する補助金】	
(1) 補助対象事業としての適格性について	
<p>当補助金の対象経費の大部分は、開館20周年記念誌の発行に関するものである。</p> <p>当補助金の根拠法令である旭川市文化芸術特定事業補助金交付要綱では、補助対象事業として、「補助対象者以外の市民に鑑賞、体験その他の参加機会を設けるなど、事業の成果が市内に広く波及することが期待できること」とある。</p> <p>しかし、6,000部作成された記念誌の配布先は、文学館関係者、賛助会員、寄付者、議員、一般の希望者などで、このうち、賛助会員に関しては会員2,300名のうち、旭川市内の賛助会員は30%程度であり、大部分は市外の賛助会員である。他の寄付者や一般の希望者に関しても市外の住民が含まれていると思われる。</p> <p>市外の賛助会員に送付する記念誌の発行に要する費用を補助金の対象経費とすることは、交付要綱に照らせば妥当ではない。</p>	<p>社会教育部文化振興課</p> <p>今後、記念誌の配付について、あらかじめ市外の特定期者に配付が決まっている部分については、補助対象経費から外すこととした。</p>

令和元年度包括外部監査の結果に関する報告書

(補助金に係る事務の執行について)

意見の概要	意見に対する考え方
<p>第5 監査結果と意見（各論）</p>	
<p>【旭川市私立専修学校教育推進補助金】</p>	
<p>（1）補助金交付金額の算定方法の見直しについて</p>	
<p>当補助金の各学校に対する交付金額の算定に当たっては、「教材教具の充実、教職員の研修・研究及び生徒の全国大会等出場支援に係る補助対象経費を合算した額の1/2の金額」又は「均等割、生徒数割、教職員数割の3区分の金額を合算した金額」のいずれか低い金額を上限として算定される。企画事業を行う学校は更に別途、企画事業分として加算される。各学校間で補助率に大きな差がある。これは予算額の8割を均等割として交付していること、及び各学校の補助対象経費発生額の多寡を考慮していないことが要因である。例えば補助対象経費が少ない学校は補助金に占める均等割のウエイトが大きくなり、補助率が高くなる。</p> <p>学校によって教育内容の専門性や必要となる教材・教具の内容は異なり、コスト発生実態も異なる。そのようなコスト発生実態を考慮した補助金算定方法を検討することがあっても良いと考える。</p> <p>例えば、均等割を予算額の4割とし、新たに補助対象経費割合を予算額の4割として算定してみると、各学校の補助率の差が小さくなった。</p> <p>各学校の補助対象経費発生額の多寡を考慮する補助金算定方法も、学校間の公平性を確保するための一つの方法であろう。補助金算定方法が妥当かどうか、継続的に検討されることを望む。</p>	<p>総務部総務課</p> <p>関係者との協議の結果、各学校に差異が生じる算定は望まないが、生徒数が減少している学校もあることから、一定の均等割が確保されているのであれば、生徒数に応じた算定も考えられるとの回答を得たので、生徒数（学校の規模）を考慮した比率となるよう見直しを図った。</p> <p>均等割：生徒割数：教職員割 （従来）8：1：1→（令和3年度～）7：2：1</p>
<p>【私立認可保育所等建設補助金（旭川市児童福祉施設整備費助成金）】</p>	
<p>（1）成果指標の妥当性について</p>	
<p>当補助金では成果指標として、「待機児童数（4月1日時点）」を採用している。平成30年度の当該数値はゼロであった。しかし、4月1日時点の待機児童数から当補助金の成果を測るのでは不十分であろう。結果として4月1日時点では待機児童がいないかもしれないが、年度途中に発生する待機児童数も加味しなければ当補助金の成果を適切に測ることはできないであろう。</p> <p>現在成果指標は一つであるが、一つの指標で当補助金の成果を測ることが難しければ、複数の指標を設定して複合的に評価することがあっても良いと考える。</p>	<p>子育て支援部こども育成課</p> <p>引き続き、「待機児童数（4月1日時点）」ゼロを維持していくことで成果を測るとともに、年度途中における待機児童（中間待機児童）が発生している状況であることから、当補助金の成果を適切に測る指標として必要であるため、「待機児童数（10月1日時点）」について成果指標として設定した。</p> <p>また、多様化するニーズ（特別支援等）に対する質の向上に関する指標として、「特別支援保育の利用定員数」を新たに設定した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金】	
(2) 変更後予算入手の徹底について	
<p>補助金交付申請時に提出された収支予算書と実績報告時に提出された収支決算書に記載されている予算額との間で金額の不一致があった。その要因について所管部局を通して同センターに確認したところ、交付申請後、国の補助金算定方法に変更が生じたことにより、当初予算に変更が生じたためとのことであった。</p> <p>この変更後予算を所管部局は入手していない。予算実績差異分析の有効性を確保するためにも、原則として変更後予算を入手すべきであり、それを交付要綱等にも規定すべきである。ただし実務上の便宜を考慮し、当初予算からの変動割合が一定水準以下であれば変更後予算を入手しないことが認められるといった取扱いを交付要綱等で規定することは認められるであろう。</p>	<p>保健所保健総務課</p> <p>要綱改正によって、当初予算からの変動割合が一定水準以下であれば変更後予算の提出を不要とすることとした。</p>
【農業所得調査等団体補助金】	
(4) 繰越金の存在について	
<p>各補助金交付先には一定金額の繰越金が存在している。</p> <p>このうち補助金額を上回る繰越金を有するのは永山町農民同盟、神楽農業所得事務協議会及び東鷹栖農民連盟である。組織運営上ある程度の繰越金を有することは致し方ないが、多額の繰越金を有する団体に対し補助金を交付する際には追加の検討が必要であろう。</p> <p>永山町農民同盟は、平成29年度末は4,531,059円の繰越金を有していたが平成30年度末は繰越金が増加し、さらに収支計算書によると補助対象経費には含まれていないが予備費として210,000円が計上されている。</p> <p>神楽農業所得事務協議会は、積立金として100,000円が計上されている。</p> <p>また東鷹栖農民連盟は、補助対象経費には含まれていないが特別積立金200,000円、予備雑費98,736円が計上されている。</p> <p>このように多額の繰越金を有していること、また積立金や予備費を計上できるということは資金的に余裕があるためとも考えられる。それを確認するための前提として、団体が行う事業ごとの区分経理を徹底し、資金状況を把握する必要がある。その上で交付水準は妥当なのか等、所管部局は継続的に厳密な検討を行う必要があると考える。</p>	<p>農政部農政課</p> <p>各団体の資金状況については、実地検査により把握しているところであり、一定程度の繰越金は、主な収入源である各会員からの負担金の収入時期と、収支計算書の作成時期（3月末）にずれがあるため、運転資金として必要なものと考えているが、年々農業者が減っていることなどから交付金額の見直しを行い、令和3年度予算において、補助金額を10%削減した。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
(5) 検査調書について	
<p>交付要綱第11条第2項において、市長は実績報告書を受領したときは、当該補助事業について検査命令書により命じた職員に検査を行わせ、検査調書を作成させるものとしてされている。</p> <p>当該検査調書を確認したところ、検査結果はいずれも「実地調査による検査確認の結果、適正に処理されており、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合する。」と画一的に記載され、実地調査の過程や結果の判断根拠が明確ではなかった。</p> <p>調査内容の事後把握のためにも実地調査の過程を文書化して検査調書に添付するなど、実効性のある調査とすべきである。</p>	<p>農政部農政課 令和2年度分補助金の実地検査から調査の過程が把握できるよう文書化し、検査調書に添付することとした。</p>
【省力水稻ハウス導入支援事業補助金】	
(2) 事業完成の考え方について	
<p>実施要綱第17条によると、補助事業者は、補助事業に係る導入・設置を終えたときは、事業完成届を速やかに市長に提出しなければならないとされている。しかし現実的には、事業完成届が提出される3月は降雪の可能性がある時期のため装置の破損の恐れがあり、全ての装置の設置が完了していないことがある。そのような場合でも、所管部局は装置の購入・納品が済んでいることをもって事業完成とみなしている。</p> <p>事業完成は全ての装置の設置が実際に完了したときとすべきであろう。納品された装置を実際には設置しなかったり、転売される可能性も否定はできないであろう。所管部局としてはそのようなリスクを回避しなければならない。</p> <p>所管部局の手続として後日、全ての設置が完了した時点で改めて設置状況を確認し、事業完成の確認をすべきである。</p>	<p>農政部農業振興課 現地確認を行い、納品された装置が、水稻育苗ハウスに設置されていることを確認した。</p>
【旭川市を緑にする会補助金】	
(2) 成果指標の妥当性について	
<p>当補助金は【補助金の概要】で記載したとおり、①市民参加数、及び②花株支援の団体数を成果指標として設定している。</p> <p>成果指標のうち①市民参加数は減少傾向にあり、これだけで判断すると、当補助金は十分な成果を上げられていないことになる。当補助金は平成28年4月に旭川市において定められた「旭川市第2次緑の基本計画」に従い、豊かな自然と都市が調和するみどりあふれるまちづくりを実現することをその目的としている。参加した市民が多いからといって補助金の成果があったとは言えないであろう。</p> <p>そうであるならば、成果指標として①市民参加数や②花株支援の団体数は検討の余地があると考えられる。これらに代わる成果指標として、例えば各種イベントの際に参加者からアンケートをとり、そのアンケート結果を成果指標とすることも検討に値するのではなかろうか。</p>	<p>土木部公園みどり課 意見を踏まえ、自然と都市が調和するみどりあふれるまちづくりの実現に向けての指標として設定するために、イベント時や花株支援団体へのアンケートの実施等について、補助団体である「旭川市を緑にする会」と協議し、イベント及び花株支援の事業終了後のアンケート結果を成果指標とした。</p>

意見の概要	意見に対する考え方
【三浦綾子記念文学館開館20周年記念行事に対する補助金】	
(2) 補助金交付の必要性について	
<p>当補助金は、開館20周年記念事業のうち、記念誌の発行と彫刻の展示の二つの事業だけを対象としている。そのため、補助金交付の可否も、この二つの事業に関する収支のみをもとに判断されている。</p> <p>この二つの事業のみの収支で見れば、補助金の対象経費も算定方法も間違っていないため、補助金の交付に問題はないように思われる。</p> <p>ただし、当補助金の対象となる記念誌の発行と彫刻の展示は、開館20周年記念事業の一環として実施されているものであり、記念事業全体の収支を把握する必要もあるであろう。</p> <p>三浦綾子記念文化財団（三浦綾子記念文学館の運営母体）では、開館20周年記念事業全体の収支を把握しており、三浦綾子記念文学館のHP上でも公表されている。以下、HPで公表されている収支予算と収支決算書である。なお、予算は当初予算から第4次補正予算までである。</p> <p>決算での余剰金25,613千円については、15,613千円を「特定資産建物補修等事業積立金」とし、10,000千円を「生誕100年事業積立金」としている。</p> <p>この決算書を見る限り、開館20周年記念事業全体として把握すれば、多額の余剰金が生じており、記念誌の発行と彫刻の展示に対する当補助金2,000千円は不要であったと思われる。</p> <p>そもそも当初予算の時点で、収入に補助金が計上されていなくても赤字予算にはなっていない。さらに、分館建設のための補助金（企業版ふるさと納税を活用したもの）については、企業との交渉が進められる中で、市としては企業からの寄付についてある程度の見込みをもっていたはずである。そうであればなおさら、当補助金2,000千円の交付の必要性はなかったと思われる。</p> <p>当補助金の交付に当たり、申請時及び実績報告時に提出を要する書類は、記念誌の発行と彫刻の展示に関わる部分のみであり、その書類だけを見れば補助金の交付に必要な条件を満たしているが、このような事業の場合、事業全体の視点から収支状況を把握して補助金交付の可否を判断することが必要である。</p>	<p>社会教育部文化振興課</p> <p>今後、周年事業など規模の大きな事業の一部の事業について補助申請があった場合は、事業計画や収支予算の全体像の把握を行い、補助金交付要綱の適用の可否を慎重に判断することとした。</p>